

汕頭子清

292.232
N687s



附圖別存

| | |
|---|--|
| 字 | |
| 位 | |
| 都 | |

汕頭事情

大正四年十二月刊行

外務省通商局

89004

292.232
N687A



汕頭事情

總說 一

第一章 位置、地勢 一

 第一節 位置 一

 第二節 領事館管轄區域 二

 第三節 地勢及河流 二

 第四節 面積 三

第二章 氣候 四

第三章 人口 四

第四章 行政機關 六

第五章 交通 七

 第一節 鐵道 七

 第二節 道路 九

 第三節 航路 〇

 一、小蒸汽船航路 〇

 二、汽船航路 一

 第四節 郵便及電信 二

 一、郵便 二

 二、電信附電話 七

第六章 新聞 八

第七章 教育 八

第八章 宗教 一

第九章 衛生 二

第十章 農業 二五

 米作 其他の農業 耕地反別 土地の賣買 地主 二五

 小作人關係 地租 附森林 二五

第十一章 鑛業 二八

第十二章 工業 二九

第十三章 漁業 三〇

 漁獲方法 漁獲物 市場相場 漁期 需要 取引
 習慣 販路運賃 漁網

第十四章 商業 三一

 第一節 汕頭商賈 三一

 第二節 對外貿易 三五

 過去及現況 將來 外國品の輸入 本邦品の輸入
 本邦品輸入の沿革 土貨及内國品の輸出及再輸出
 土貨及内國品の輸出先 再輸出港としての汕頭
 汕頭より日本への輸出品

 第三節 内國貿易 三九

 移出入漸減 土產糖移出額 土產品の移出及内國
 品の移入

 第四節 商習慣 四一

 第五節 商業會議所 四二

第十五章 銀行及類似機關 四二

 第一節 銀莊 四二

 組織 營業 本邦銀行と異なる點 手形交換所

 第二節 外國銀行 四五

 第三節 毫子店 四六

 第四節 當舖 舖舖 押當 四七

第十六章 貨幣 四七

 第一節 兩の種類及比較 四八

 第二節 硬貨の種類及價格 四八

 第三節 軟貨 四九

 第四節 銀票と龍銀との關係 五〇

 第五節 金銀塊貨の集散 五〇

| | |
|-------------------------|----|
| 第十七章 度量衡 | 五三 |
| 第十八章 風俗 | 五五 |
| 第一節 衣食住 | 五五 |
| 第二節 婚姻及葬儀 | 五六 |
| 第三節 人情、言語及娛樂 | 五七 |
| 第十九章 移民 | 六〇 |
| 出稼の原因 出稼移民の分布 渡航機關 地方財源 | |
| たるべき移民の送金 送金額 出稼移民の現況 | |
| 第二十章 電燈及水道 | 六五 |

(在汕頭帝國領事代理副領事河西信報告)

汕頭事情

一 本篇は題して汕頭事情と稱するも汕頭を主とし潮州府下嘉應州下一帯に互る事項を併記す故に「當地地方」の語は是等一帯地方を指すものと知るべし

一 惠州府は汕頭領事館管内なるも東江流域の廣東城附近に連互する所より交通商業等の關係は潮州府、嘉應州と殆ど没交渉なるを以て第一章第二節第三節に於て管轄區域及水運狀況の大體を記述するに止めたり
汀州府下八縣は水運の關係上潮州府、嘉應州と交通便利にして通商上の關係も亦深しと雖其記事は前項と同様の範圍に止めたり

總說

汕頭は廣東省の東北潮州府の南海岸に在り港灣を有し韓江、揭陽江の二大河を控へ水路四通八達す西曆千八百五十八年天津條約によりて開放せらる貿易總額年平均五千萬兩以上にして大正元年には五千九百萬兩以上に飛躍し中華民國五千萬兩以上の總額を有する八大貿易港中上海、漢口、天津、廣東、大連に次ぎて第六位を占め膠州、牛莊を凌駕し大正二年膠州に一籌を輸し第七位に下りたるも大正三年更に第六位に上れり内外大小船舶の輻輳移輸出入貨物の集散殷賑を極む鐵道は潮州に至り更に意溪に達す其全長二十六哩半一日著發各三回來往旅客の乗降日に二千人を數ふ日歐米各國領事館あり電燈あり水道あり海關其他文武諸官衙、内外大小諸會社、商家等家屋櫛比し白壁皚々たり

第一章 位置、地勢

第一節 位置

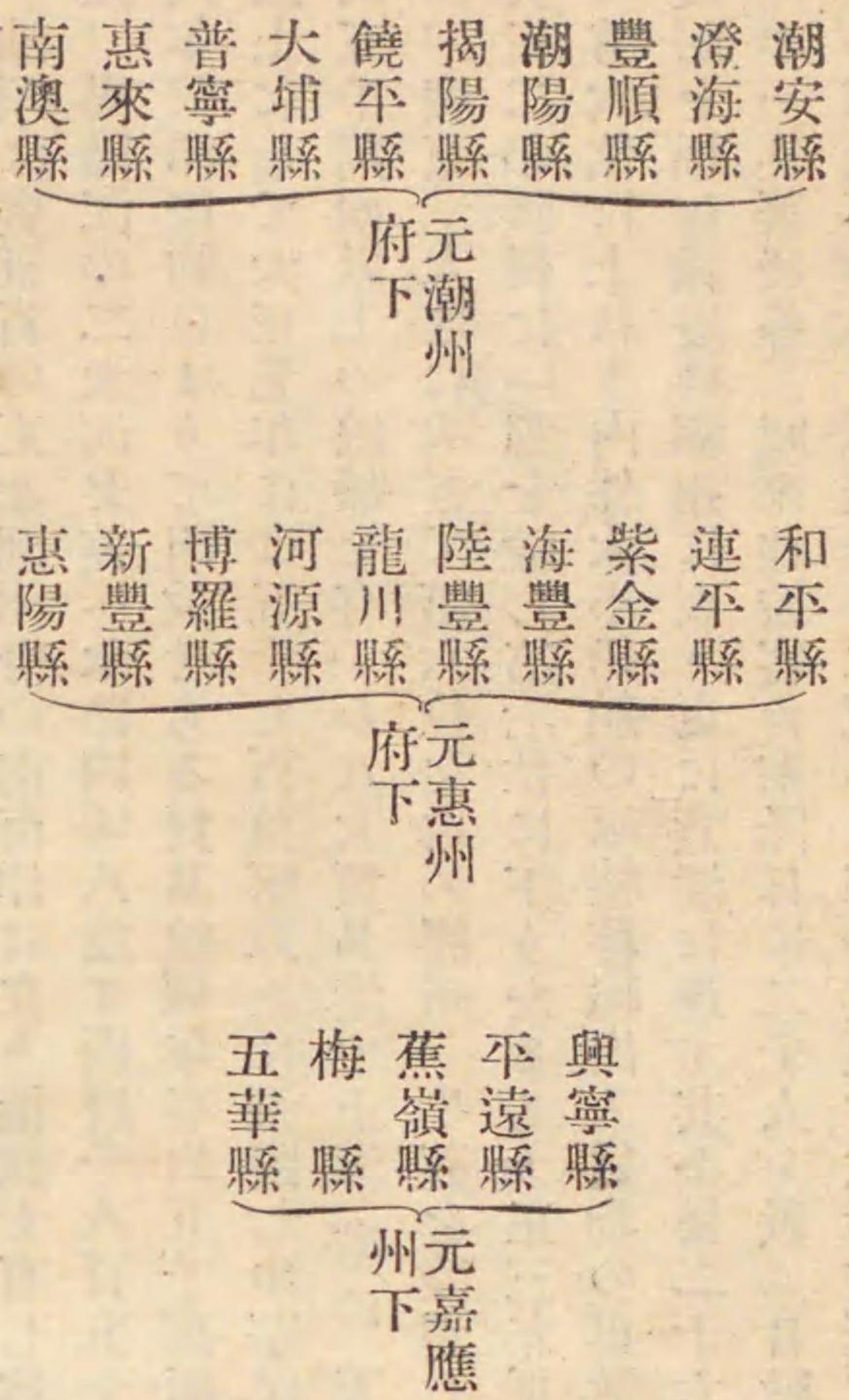
汕頭は北緯二十三度二十分東經百十六度三十九分に位し潮州府(知府廢止以後地理上の呼稱に止る)下澄海縣韓江の河口に在り今汕頭を中心として直線を東西南北に派出せしむれば其東するものは臺灣の安平港より太平洋に出で布哇諸島の中部を貫き墨西哥の中央部に至る其西するものは緬甸の中部よりカルカッタの北端を過ぎ紅海北半部の中央よりナイール河及阿弗利加を貫き西印度諸島に接觸す南に延ぶるものはボルネオ、瓜哇附近を通過し濠太刺利の西海岸に觸れて南極に入る北に走るものは福建省の汀州、江西省の南昌、鄱陽湖、九江、安徽省の安慶、河南省の歸德、山東省の濟南、直隸省の天津、北京に接觸して萬里の長城址を越へ内外蒙古を過ぎりネルチンスクに於て露領に入り貝加爾湖の東方約數度の地を経て北極に入る

第二節 汕頭領事館管轄區域

汕頭領事館管轄區域は省内汕頭商業の勢力範圍たる嘉應州、潮州府及福建省の長汀、寧化、清流、連城、歸化、上杭、武平、永定の各縣下を包括し更に省内惠州府を併合す内廣東省に屬する部分は地方行政三級制施行以來の潮循道全部にして福建省に屬する部分は汀漳道中梁山脈を東方に控へ西北江西省界、西南廣東省界より形成せらるる三角形の地域にして汀江は中央を貫きて南に流れ廣東省に入り韓江の名を得て遂に汕頭港灣に注ぐ此地域が省内の厦門を顧みずして汕頭港に親しみ通商上密接の關係を有するに至るものは實に此汀江と梁山々脈との資物にして梁山々脈は厦門との交通を不便ならしめ汀江は汕頭との交通を便ならし

む潮循道は東福建省の汀漳道に隣り西は省内の粵海道に界し南は即ち南海にして北は江西省及福建省の汀漳道に接す管内各縣を數ふれば左の如し

廣東省所屬各縣



福建省所屬各縣

長汀縣、寧化縣、清流縣、連城縣、歸化縣、上杭縣、永定縣、武平縣

右の如く廣東省所屬二十五縣福建省所屬八縣合せて三十三縣となる而して以下記述する潮州府、惠州府、嘉應州の用語は便宜上使用せるものにして何れも上記の各縣を總稱せるも又廣東省所屬各縣及福建省所屬各縣を一括して省内地域及福建省の語を用ひて簡捷を期し右二地域を管内と稱せんとす今省内地域に屬する各縣中舊稱其他を解説して參考に供すべし

潮安縣 潮州城に在り元の海陽縣なり

潮州 普通潮州と稱するは元と潮州府衙門及元海陽縣所在地にして潮州城を意味す

- 惠陽縣 元と惠州府知府衙門及歸善縣所在地
- 新豐縣 舊名長寧縣
- 紫金縣 舊名永安縣
- 連平縣 舊名連平州
- 南澳縣 舊名南澳廳
- 梅縣 舊名嘉應直隸州
- 五華縣 舊名長樂縣
- 蕉嶺縣 舊名鎮平縣

第三節 地勢及河流

省内地域福建省地域を一括して論ずるときは東側に福建地域の梁山々脈あり汀漳道の西角江西省界と廣東省界を二邊として三角形を成すべき他の一邊たる如く北方より南方に延び平和縣附近より低下して詔安縣附近に消ゆ省内地域の北端江西省に境する地方一帯は山脈連互して天然的境界をなす是等山系の起伏は漸次東南に低下し來り嘉應州と惠潮兩州府界とを限りとして潮州府に入り漸く平原となる河流は東西に走るものと南方に流るゝものとの二種に限られ前者には揭陽江あり後者には福建省の汀江たる韓江と東江とあり揭陽江は湯杭、五經富、河婆の各地方より發する細流を併せて陸豐、豐順、揭陽、普寧、各縣下を貫流し延長大約百五十哩汕頭の西北五哩の地點に於て汕頭灣に注ぐ小蒸汽船及ジャンク船の航漕を許す東江は江西省安遠縣附近に源を發し龍川、河源、連平、五華、博羅、惠陽の諸縣を

貫流し管外粵海道に入り廣州灣に注ぐ沿岸地域概ね平坦にして惠陽より北方大約四百支里の河源に至る間は一、二萬斤(日本斤以下同じ)積の船舶往復し河源より西北方龍川に至る間は水深少なく大形船の漕航不能にして其他連平縣内流域は小舟の漕航に堪ゆるのみ後達磨船の如きものにより激流を冒し交通する状況なりと云ふ韓江は管内の生命なり其源は遠く福建地域の汀州附近より起りて平遠、鎮平二縣に起る支流興寧、五華二縣より來る支流及其他無數の支流を收容して大埔、潮安、澄海、饒平諸縣を縱横に貫流し延長約七百四十支里に達す本江は流域延長に涉る關係上三區に分類して解説するを便とす其一是福建地域上杭、汀州間に

して河床比較的平坦なり二、三の險處あるに過ぎず河幅展開せるも三千斤以上の貨物を積載して漕行する能はず積量五千斤長さ五間幅五、六尺船底より屋根に至る高さ五、六尺の船種に限らる其二是上杭石下埧間にして其内上杭峰市間は沿岸に岩石露出し河床の傾斜甚だ急峻にして凹凸亦甚だしく舟行危險なり此間に大古灘あり有名なる險處とす此處河幅廣さも一丁餘狭きは半町にして水量少なく舟行は中央僅々二間の間を利用するに過ぎず峰市石下埧間に至りては此等障礙更に甚だしく約十支里の間は到底漕航を許さず僅に木材を流下し得るに過ぎず故に旅客は轎子により貨物は苦力によりて陸路を運搬せざるべからず是を以て峰市は水路杜絶の間に介在して之れが仲繼地點として荷問屋多く殷賑地なりと云ふ其三是即ち石下埧汕頭間にして延長約四百支里河幅極めて廣く殊に三河埧潮州間約二百支里は水量最

も豊富にして五萬斤積の船舶自由に航行するを得三河埧石下埧間は水量稍や減少して二、三萬斤積の航行に適するのみ汕頭石下埧間を通じて漕下する荷船は二、三萬斤乃至五萬斤内外積のものにして船床より屋根迄七、八尺船床船底間七、八尺にして茲に荷物を收容す長さ十二、三尺幅三、四間にして旅客の起居自由なりとす小蒸汽船は汕頭より潮州に溯行するものと潮州より石下埧に溯江するものとあるも孰れも旅客及其小荷物を運搬するに過ぎず

河流の重なるものは叙上の三系にして此他饒平縣に黃岡溪、潮陽縣に峽江、惠來縣に神泉、隆江、陸豐縣に螺溪等あり何れも多少の水運と相應の灌漑とに便す是等諸流は西北境に於ける山脈高地等の賚物にして流域の多くは農業地に適す就中韓江流域潮州府下一帯の地を以て最とし揭陽江流域之れに亞ぎ東江流域は第三位にあるが如し之れ等の地勢は住民の生業を分類するものあり嘉應州惠州府は機械業を主とし手細工業、牧畜業、農業の順序とし潮州府は農業、甘蔗栽培業、製糖業を主とす沿海地方には漁業行はれ潮州府沿岸を第一とし惠州府沿海之れに亞ぐ要するに管内は東西に長く南北に短く北方一帯及東方の大半は山脈に圍繞せられ西方は山脈の餘派たる小山高地の起伏するあり西北方大半部は山地と稱すべく南方及東南方は海に面す而して山地大半部を占め耕地は南東方面約半部弱の地域を占むるものと謂ふべし

第四節 面積

面積に付ては到底精確なる數字によりて之れを表示する

を得ざるも省内地域に付ては大約の想定數を案出するを得たるを以て農業の章に之れを掲ぐ其福建地域に付ては之れを案ずるを得ず地圖上より其比例を考ふるに大約省内地域の十分一ならんか此比例にして近似せるものとせば二千方哩内外なるべし

第二章 氣候

概して健康的なり春夏秋ありて冬季なく居常綠葉茂り(枯凋するものありと雖も綠葉多し)百花開く十一月より四月に至る間は即ち秋春にして氣溫は華氏五、六十度より七十度以内を昇降す此間十一、十二の二ヶ月は最良の時季に屬し一月下旬より二月に至る前後約四旬は總じて寒冷なりとす三月下旬より五、六月の交に互る間は雨期に屬し細雨霏々濃霧四圍を罩め濕氣甚だしく衣服書籍什器の類其他物として黴を生ぜざるはなし六月より十月に至る間は即ち夏期にして炎威赫々燬くが如く室内の氣溫華氏九十五、六度に達すと雖絶へず涼風の吹き來るありて室内には苦熱を凌ぐを得べし一たび戶外に出んか眩暈を催すと雖涼風は克く卒倒を救ふ苦力は概ね衣服を用ひず舳舨苦力及土工の如き赤裸々にて業に従ふものあり

暴風は臺灣に於ける如く當地方名物の一たるを失はず毎年七、八月に互りて一、二回來襲するを常とす此暴風は雨交りにして農作物殊に甘蔗作に對する災厄なり又港灣礙繫の船舶に對する恐慌にして舳舨の被害あるを例とす

左に最近三年の氣溫表を示すべし本表の溫度は在崎碌領事館の風通良き室内に於けるものにして市街家屋櫛比せる

地の室内溫度は之れより二、三度高きを例とす室外は夏季百二、三十度春秋と雖九十度以上なり

最近三年氣溫表(華氏)

| 月 | 大正二年 | | 大正三年 | | 大正四年 | |
|-----|------|----|------|----|------|----|
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 一月 | 70 | 60 | 70 | 60 | 66 | 52 |
| 二月 | 73 | 63 | 73 | 63 | 70 | 60 |
| 三月 | 74 | 64 | 74 | 64 | 73 | 63 |
| 四月 | 77 | 67 | 77 | 67 | 78 | 68 |
| 五月 | 81 | 71 | 81 | 71 | 84 | 74 |
| 六月 | 86 | 76 | 86 | 76 | 89 | 79 |
| 七月 | 89 | 79 | 89 | 79 | 91 | 81 |
| 八月 | 92 | 82 | 92 | 82 | 93 | 83 |
| 九月 | 94 | 84 | 94 | 84 | 95 | 85 |
| 十月 | 97 | 87 | 97 | 87 | 98 | 88 |
| 十一月 | 96 | 86 | 96 | 86 | 95 | 85 |
| 十二月 | 93 | 83 | 93 | 83 | 91 | 81 |

備考 大正四年十月分は六日迄の最高最低なり

第三章 人口

統計の據るべきものなく確數を示すに由なしと雖千九百十二年即ち我大正元年のデレクトリには三萬千二百六十七人を計上し明治四十五年六月出版の支那年鑑には六萬人を掲出せるも各般の狀況より想定するに七萬人内外なるべし而して在留外國人は左の如し

在留外國人國籍別表

| 國籍 | 男 | | 女 | | 小兒 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|---|
| | 戸數 | 男 | 女 | 計 | | |
| 英吉利 | 一四四 | 五五 | 四九 | 二四八 | | |
| 獨逸 | 四三 | 三六 | 三三 | 一一四 | | |
| 北米合衆國 | 三 | 一七 | 一九 | 五七 | | |
| 佛蘭西 | 三 | 二 | 二 | 二六 | | |
| 日・本 | 一五〇 | 五三 | 三三 | 三三四 | | |
| 計 | 三六二 | 一六六 | 一三四 | 六六三 | | |

註日英兩國人には籍民を含む、日本兒は十四歳以下の邦人のみを示し、臺灣籍民は女兒を女に男兒を男に混入記入したり

終に臨み日本人職業別戸口を表示すべし

在留日本人職業別戸口表

| 職業 | 戸數 | 男 | 女 | 計 |
|----------|----|----|---|----|
| 官吏 | 一五 | 七 | 二 | 一六 |
| 醫師 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 齒科醫 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 銀行員 | 二 | 八 | 六 | 一四 |
| 會社員 | 二 | 三 | 一 | 四 |
| 小學校教師 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 傭聘者(税關) | 四 | 四 | 五 | 九 |
| 同(鐵道) | 七 | 一四 | 八 | 二二 |
| 賣藥商 | 一 | 六 | 二 | 八 |
| 雜貨兼賣藥商 | 二 | 二 | 四 | 六 |
| 旅館兼食料雜貨商 | 一 | 四 | 三 | 七 |

| | | | | |
|-----------|-----|---|---|-----|
| 洋服裁縫職 | 一 | 三 | 四 | 七 |
| 寫眞業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 理髮業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 西洋洗濯業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 雜業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 外國人被雇者 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 支那人同上 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 以上内地人計 | 三 | 七 | 五 | 一三 |
| ラムネ製造販賣業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 支那人被雇者(朝) | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 雜貨商 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 米穀及雜貨商 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 魚種商 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 茶商 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 刻煙草雜貨商 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 蓆包業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 傭聘者(鐵道) | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 通譯 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 雜業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 内地居住雜業 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 客棧館 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 以上籍民計 | 二〇 | 九 | 五 | 一四 |
| 日本人總計 | 一六九 | 九 | 六 | 一八四 |

以上各表中外國人は大正二年末調査なるも獨逸人に減退ある外現在に著るしき増減なし邦人は大正四年六月末日の

前記二馬路の修繕はもと人力車会社が自己營業專用權を許可せられたる代償として其筋(汕頭口岸警察事務所現在警察局と改めらる)に對し之れを負担したりしが大正二年公司是車輪を「丸護謨タイヤ」に改装して一定の專業税を納付する外之れが負擔免除の許可を得たるを以て今は警察局の經營事項に移れり

第三節 航路
一、小蒸汽船

本線路を掲ぐるに先ち當該航路上の地名を列舉し汕頭との距離及位置を附記せん

◎印は海に面し△印は河流に濱するを示す方面の指示及哩程は汕頭を基準とし大約數なり

●小蒸汽船航路に於ける主要地點表

| 地名 | 汕頭よりの方位及距離 | 位置 |
|------------------|------------|---------------------------|
| 潮陽 (Chao-Yang) | 南方一五哩 | 海門の彎入を控へ潮陽縣所在地たり |
| 達濠 (Tat-How-Fow) | 南方一五哩 | 對岸角石島の南岸に在り |
| 神泉 (Sing-Chuo) | 南方七〇哩 | 惠來縣下に在り |
| 甲子 (Kiapchi) | 南方一二五哩 | 陸豐縣下に在り |
| 碣石 (Kit-Chieh) | 南方一三五哩 | 陸豐縣下に在り |
| 汕尾 (Swa-Bie) | 南方二〇〇哩 | 海豐縣下に在り小蒸汽船航路の南極端にして漁業盛なり |
| 黃崗 (Ung-Kung) | 東方五〇哩 | 饒平縣下湯溪の河口に近き右岸に在り |
| 馬嶼 (Ma-su) | 東方四哩 | 汕頭灣頭に横はる一小嶼なり外人別墅あり漁業地たり |
| 關埠 (Kou-pu) | 西方一五哩 | 潮陽縣下揭陽江の左岸に在り |
| 炮臺 (Pao-Tai) | 西方一九哩 | 揭陽縣下揭陽江の左岸に在り |
| 揭陽 (Kit-Yang) | 西方二五哩 | 揭陽江の一支流右岸に在り揭陽縣所在 |

汕頭潮州間航路を營業とする別異の會社なく夏季水量豊富の季を利用し右表各航路に在る船舶を用ひて臨時航行するものもあるも一定せず汕頭澄海間亦之れと同様なり更に發著時刻を示さん

○小蒸汽船發著時刻表

| | | |
|-------|------------------|------------------|
| 汕頭黃崗間 | 汕頭 發午前六時 著午後四時 | 黃崗 發午前六時 著午後四時 |
| 汕頭達濠間 | 汕頭 發午前八時、正午、午後四時 | 達濠 發午前六時、十時、午後二時 |
| 汕頭揭陽間 | 汕頭 發午前七時、正午 | 揭陽 發午前七時、正午 |
| 汕頭潮陽間 | 汕頭 發午前七時、午後四時 | 潮陽 發午前七時、午後四時 |
| 汕頭汕尾間 | 汕頭 發午後四時 | 汕尾 發午後四時 |

終に汽船會社創業年月其他を表示すれば左の如し

| 小蒸汽船會社名 | 創業年月 | 推定資本高 | 所有船數 | 石炭消費推定高一ヶ月 |
|----------|--------|---------|------|------------|
| 潮揭汕輪船公司 | 明治二十二年 | 二〇〇,〇〇〇 | 五 | 一四六 |
| 廣濟輪船公司 | 大正四年七月 | — | — | — |
| 金韓輪船公司 | 明治二十二年 | — | — | — |
| 濟益輪船公司 | 大正三年 | — | — | — |
| 商益公司 | 明治三十九年 | — | — | — |
| 雙峰公司 | 大正二年 | — | — | — |
| 太和航業有限公司 | 同 | 二〇,〇〇〇 | 四 | 八四 |

註 太和公司是棉湖に在り同地揭陽間航路を營業とし廣濟公司是潮州に在り同地石市間航路を營業とす其他は凡て汕頭に在り

| 航路 | 寄港地 | 船名噸數 | 所屬公司 | 哩程 | 貨銀 |
|-------|----------|-------|---------|----|-----|
| 汕頭—汕尾 | 神泉、甲子、碣石 | 順利 一三 | 雙峰公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 金山 一六 | 金山輪船公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 南海 六 | 雙峰公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 韓山 一六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 北海 四 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 濟益公司 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 海安 六 | 潮揭汕輪船公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 利濟 六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 保安 六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 保生 一〇 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 湘生 一〇 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 大益 一三 | 商益公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 商益 一三 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 德生 一三 | 同 | 二〇 | 二四〇 |

●小蒸汽船航路表

| 航路 | 寄港地 | 船名噸數 | 所屬公司 | 哩程 | 貨銀 |
|-------|----------|-------|---------|----|-----|
| 汕頭—汕尾 | 神泉、甲子、碣石 | 順利 一三 | 雙峰公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 金山 一六 | 金山輪船公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 南海 六 | 雙峰公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 韓山 一六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 北海 四 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 濟益公司 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 海安 六 | 潮揭汕輪船公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 利濟 六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 保安 六 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 保生 一〇 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 湘生 一〇 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 大益 一三 | 商益公司 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 商益 一三 | 同 | 二〇 | 二四〇 |
| 同 | 同 | 德生 一三 | 同 | 二〇 | 二四〇 |

二、汽船航路

當港發著汽船は年々出入合計九千隻以上に達し是等汽船は英、獨、日、諾、和、葡及支那國旗にして從來英船を最多とし獨船之れに亞ぎ日船は第三位、米國船第四位の順序なりしが歐洲戰役の勃發せる大正三年英、日、獨、米の順序となり大正四年に入りては獨船の出入は皆無となり其他各國汽船は其數百に充たず航路汽船等左の如し

汕頭寄航厦盤線 本航路は厦門を起點とし汕頭、香港、西貢に寄航し盤谷に至る間を往復するものにして元と北獨逸ロイド汽船會社の營業線なりしが大正三年歐洲戰亂の結果廢航に歸す

汕盤線 本航路は汕頭盤谷間を航行するものなり元北獨逸ロイド汽船會社の獨占にして他に競争者なきを以て横暴の風評を受くるに至り明治四十年の交我郵船會社が本線航路を開きし結果激烈の競争を惹起したりしも遂に妥協をなし後者は之れを撤廢せり然れども汕頭、香港、暹羅等の關係支那商等は之れに對抗すべき汽船會社の必要を感じ遂に華暹輪船公司と稱する一の株式會社を設立し本線の營業に當り以て今日に及ぶ而して前者は歐洲戰役以來本線を廢航せり

華暹輪船公司代理店は怡和洋行たり同公司所屬汽船は噸數千百噸内外のもの六、七隻あり

汕新線 汕頭、香港、新嘉坡間を往復す印度支那汽船會社代理店怡和洋行本線を經營す其使用船舶は芳生(一、四一噸)春生(二、二一七噸)定生(一、六五〇噸)の三隻なり

新厦線 新嘉坡、香港、汕頭、厦門間を往復す福昌洋行之れが經營に當り其使用船舶は豐安(二、六五)噸)豐裕(二、五五五噸)虎門(九〇二噸)の三隻なり

汕西線 汕頭、香港、海口、海防、西貢間を往復す德記洋行本線を經營す其使用汽船は泰山(一、一二二噸)南山(二、二九九噸)の二隻なり

汕日線 汕頭、香港、新嘉坡、日里(Deli)間を往復す本線は當地獨商元興洋行營業線にして汽船は有安(九五二噸)希連拿(七七二噸)、陸安(九〇七噸)の三隻なりしが戰亂以後廢航となり太古洋行汽船時々本航路の往復船を出す

厦彼線 厦門を起點とし汕頭、香港、新嘉坡、彼南間を往復す和源公司の營業線にして其使用船舶は豐盛(二、一三四噸)豐美(二、〇六〇噸)豐茂(二、五五五噸)豐遠(二、〇六〇噸)の四隻なり

厦仰線 厦門を起點とし汕頭、香港、新嘉坡、彼南、仰光(蘭貢)間を往復す仰和洋行の營業線にして其使用船舶は雙春(二、三〇〇噸)雙安(二、三九九噸)雙美(三、七三二噸)の三隻なり

前記諸航路は出稼移民を華客とし兼て南洋華僑民宛土産品及南洋方面仕出諸貨の運輸を營業とす南洋行汽船の當港に入るや汽船會社若くは其代理店は人を客棧に派し乗客の多少を調査し然る後船賃を定む又同時或は一、二日を隔て、出航するもの、二隻以上となる場合の如きは旅客並に貨物托送の仲立業に當る客棧、客頭を介して船切符の賣込を

なすに努め茲に競争を生じ各々割引を行ふを常とす客棧、客頭に付ては移民の章に讓る

廣安線 安平、厦門、汕頭、香港、廣東間航路にして往復とも毎週木曜日汕頭に寄航す大阪商船株式會社汕頭代理店德記洋行之れが經營に當る其使用船舶は蘇州丸(一、〇〇六登簿噸)なり

淡香線 淡水を發し基隆に寄航し厦門、汕頭を経て香港に至る航路にして汕頭寄港は往航毎火曜日復航毎月曜日とす大阪商船會社汕頭代理店德記洋行之れを經營し其使用船舶は開城丸(一、一二六登簿噸)大仁丸(七四二登簿噸)の二隻なり

福香線 本線は福州、香港間航路にして大阪商船の本航路は大正三年限り之れを廢せり
此他上海香港線の當港に寄港するものを初とし臨時定期諸船の出入あるも之れを省略す

本邦臨時船にして當港に入港するものは開平鴻基等の石炭及本邦炭其他滿洲大豆、豆粕等を搭載し來るものにして歸航は無貨物の儘出港するを常とす其隻數一年十數隻なり

第四節 郵便及電信

一、郵便
郵便は全國を二十二大郵政區に分ち各郵政區には郵政總局(Head Office)を置き區内一、二、三等局及取扱所等を管轄せしむ總郵政司署(Directorate General of Posts)は北京に在りて交通部の一部たり全國郵政總局を總監す汕頭所在中華郵政局は廣東省城郵政總局管下に在る一等郵便局に

して一般事務の外價格表記及代金引換小包、別使配達、船内郵便、價格表記郵便、聯合國小包郵便交換事務等を取扱ひ爲替取扱甲局たり管内郵便局を表示すれば左の如し

管内郵便局表(所在地は局名と共通)

| | | | | | | |
|---|-----------|----|---------|-----------|----|---------|
| 本表中(一)は一等郵便局、(二)は二等郵便局、(三)は三等郵便局、(A)は郵便取扱所、(1)は保險及代金引替小包取扱局、(2)は爲替取扱甲局、(3)は爲替取扱乙局、(4)別使配達取扱局、(5)は船舶郵便事務取扱局、(6)は價格表記郵便取扱局、(7)は聯合小包交換局、(T)は電報局所在地郵便局を示す | 等級及特殊事務符號 | 局名 | 同上英譯名 | 等級及特殊事務符號 | 局名 | 同上英譯名 |
| 一 | 一 | 汕頭 | Shantou | 一 | 汕頭 | Shantou |
| 二 | 二 | 厦門 | Xiamen | 二 | 厦門 | Xiamen |
| 三 | 三 | 汕頭 | Shantou | 三 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | Shantou |
| 2 | 2 | 汕頭 | Shantou | 2 | 汕頭 | Shantou |
| 3 | 3 | 汕頭 | Shantou | 3 | 汕頭 | Shantou |
| A | A | 汕頭 | Shantou | A | 汕頭 | Shantou |
| 1 | 1 | 汕頭 | Shantou | 1 | 汕頭 | |

mission with special marks privileges in China なる文字を掲出すべし

此認可を受けたる新聞又は雑誌に對する郵税は三ヶ月目に之れが計算をなし之れによりて郵政局は平均月額を定め發行者(即ち發送者)をして一年四回に前納せしむ郵政局に於ては其實際取扱数を調査し由て以て前納額を改定す五業務用書類 業務用書類として取扱を受くべきものの左の如し

仕切書、計算書、銀行小切手及爲替用紙類、通帳用簿冊、開檢を許す如く包装せる銀行通帳、船積證、引換證、送り狀、證書及其謄本、保險證書、民刑事用證據書類、新聞雜誌の原稿、固有の目的を終了せる昔日の信書葉書にして開封せるもの、學生用筆記もの、以上列記せるものと同性質を有する凡ての筆書物

六營業品見本及雛形 營業者にあらざる個人間に發受するものは少量と雖本項の取扱を受くるを得ず營業品見本は價格を有せざるものに限る又送付者の商號、宿所氏名、商標、計數、値段書、重量、寸尺、品質、原產地等の外何等の記載を許さず

玻璃、流動物、油性物、染料、粉類等は内容品の點檢を許し而かも流動を防ぐの裝置を有するにあらざれば之れが受付を拒絶す

七郵便爲替 支那内地各所間少額の金圓を受授する者の爲に制定せるものにて一口最高銀五十元を限りとす

(1)爲替取扱局 凡ての一等局其他特に指定せる局所に

於て之れを取扱ふ

(2)爲替取扱甲局 爲替を汽車便又は汽船便によりて遞送するものを甲局と稱し此局に於て右兩便による爲替は最高一口銀五十元とす

(3)爲替取扱乙局 爲替の遞送を汽車汽船便によらざるものを乙局と稱し最高額一口十元を限る

(4)爲替振出回数 同一振出人に對して發行すべき爲替は一日五回を限る即ち甲局に於ては一日五回二百五十元乙局に於ては一日五回五十元を限度とす

(5)手数料 一元及其端數毎に銀二仙

(6)打歩 振出地と拂渡地と貨幣を異にする場合(現在の支那に於ては殆ど如斯場合に在り)に於て之れに要する打歩を仕拂ふことを要す

(7)渡濟通知料 金額に拘らず一口毎に銀十仙
八代金引換小包

(1)取扱局 汽車汽船便のある局に於ては之れを取扱ふ

(2)取立金 最高二百元とす

(3)保險 代金引換小包には必ず保險を付するを要す但三十元を超えざるものは此限にあらす

(4)料金 小包内容價額百分の二とす
九保險小包

(1)取扱局 特定局所に於て之れを取扱ふ

(2)強要品 金、銀、寶玉、寶石及價額三十圓以上のものは必ず保險小包となすことを要す

(3)制限 保險小包は一箇の價額二百元を限りとす

(4)料金 保險料金は小包内容價額の百分の一とす
一〇郵政局の郵便物に對する責任 郵便物の不能配達、誤配達等より生ずる金錢上の責に任ぜず毀損其他に付ても亦同じ書留郵便物紛失の場合には差出人の不注意に基因するにあらす又不可抗力によるにあらす且つ其紛失が郵政局側に於て起りたること明かなる時に限り銀十元を制限として此制限内に於て相當の賠償をなす

一一留置郵便

(1)取扱局 各局所に於て之れを取扱ふ

(2)制限 名宛地に居所又は住所なき旅行者及外國人等の便宜の爲に設けたる制度なるを以て之れに反するものに對しては之れを適用せず

(3)期間 二ヶ月

(4)表記 留置郵便には(Post Restante)なる文字を表記するを要す氏名は略書を許さず

一二不能配達郵便 不能配達郵便物は上海、北京、廣東に於ける還付郵便取扱局宛最寄各局所より送付す

外國郵便局 外國郵便局の汕頭に在るものは日、英、獨の三局なり局務の最も多きものを日本郵便局となす

日本郵便局 局長一、局員一、雇員(支那人)一、集配人三なり事務は現業、爲替、貯金、代金引換小包、價格表記、取立郵便等總ての局務を取扱ふ支那船及英國船により日本内地其他各地方面に向け遞送すべき郵便物は支那及英國郵便局に各々之れが托送をなし英支兩局托送郵便物を本邦船により遞送す

爲替は小爲替最高十圓とし手数料は二圓迄二仙、五圓迄四仙、十圓迄六仙、渡濟通知料一口三仙、通常爲替二十圓迄十仙、五十圓迄二十仙、百圓迄三十仙、百五十圓迄四十仙、二百圓迄五十仙、渡濟通知料三仙、居宅拂五仙、證送達五仙とす券面は金にして銀爲替を發行せずと雖龍銀及臺灣銀行龍銀紙幣を受拂相場によりて授受す

序に大正四年九月末日現在受拂相場を示せば金一圓に付受入相場龍銀一元二十七仙三八八、拂渡相場は一元二十四仙二三三なり

爲替手数料は凡て切手により納付すること内地各局に於けるが如し而して切手類の發賣は龍銀による(金貨により賣捌くは云ふ迄もなし)を得るを以て金貨表示の手数料は事實龍銀により受入れらる即十錢の手に十仙を受入るが如し小銀貨と圓銀とは一元に付普通五、六仙(九月末日八仙)の相違あるを以て切手類の發賣には小銀貨受入額を限定して其損失を豫防す目下當局の受入最高額四十仙とす故に四十仙を超過する切手類(收入印紙も同じ)を買はんとするには一元銀を提供せざるべからす

二英國郵便局 對岸角石島英國領事館内に在り副領事局長を兼ね以下局員凡て支那人を雇備す汕頭市街に出張所を置く普通郵便事務の外小包爲替をも取扱ふ

三獨逸郵便局 崎嶇獨逸領事館内に在り外務書記生之れが局長を兼ね事務は常時閑散なるが戰爭以來特に其然るものあるを見る

二、電信 附電話

往昔電報取扱官衙には郵電部の經營下に在る電政局各省督撫直屬の官電局等ありたるが宣統三年即ち明治四十四年郵電部の是等官電局を併合管理するに至りし以來右等の區別なきに至り民國となりては一律交通部の管轄に歸せり在汕頭電報局亦其一なり

電報料金は中華民國元年五月十五日交通部核定劃一報價辦法によるに左の如し

省内往來華文電報每字……………六仙
他省との往來華文電報不論遠近每字……………二

華文密碼(暗號數字)及歐文電報每字
省内……………九
省外……………一六

日本宛每字……………一六
注意 發信者が全部洋文又は洋數字を用ゆるものは歐文電報として取扱ふ

電文が全く支那符合により姓名住所のみを歐文にて認むる時は全部歐文の取扱を受く

受付配達時間は午前七時より午後十時迄とす若し緊要なる官報にして定刻以外に打電せんと欲する場合夜業班なき局なるときは豫め通知をなし置きて打電するを要す商家の至急電報は夜業班の在る局に限り定刻以外之れを受付くるものとす料金は普通料金の三倍とす

支那文電報は暗號電文は勿論平文と雖數字符號によらざるべからず此符號は各局にて發賣する電報新編により發信し受信者も亦是れによりて譯文せざるべからず
附電話 大正三年交通部は年額銀七十元の申込料を以て

電話架設希望者を募集し夫れによりて當港に電話を架設せんとしたるも應募者豫定數に達せずして中止し其儘今日に及べり

第六章 新聞

當地に於ける新聞は其起原明治三十五、六年の交なるが如く嶺東新報を之れが魁とす爾來漸次増加し四種を數ふるに至りしが後減じて大東報、公言報の二報となり何れも日刊なるが最近(九月末)教育月刊なるもの、發刊を見たり當地に於ける從來の新聞社を觀察するに基礎薄弱にして數年に互りて其營業を持続したるものなく長さも二、三年短きは數月間にして閉鎖せしが如し現在に於けるものも三閱年に互る大東報を以て年長紙となす今各社の創立年月及購讀料等を示せば左の如し

| 新聞名 | 創立年月 | 日刊部數 | 購讀料年額 |
|------|---------|------|-------|
| 大東報 | 大正元年十二月 | 一六〇〇 | 元 |
| 公言報 | 同 二年十一月 | 一四〇〇 | 元 |
| 教育月刊 | 同 四年九月 | 月刊 | 元 |

是等の新聞は人心を覺醒することなきにしもあらずと雖孰れも勢力微々として政治に關する記事の如きは忌憚なく言論を自由にするの力なし之れ亦時勢の已むを得ざるに因づるものならん教育月刊は其記事教育言論を主とす

第七章 教育

在昔當地方は中華の文化に霑はざりしが唐朝の元和年間韓退之が潮州刺史に貶せられてより初めて土民に文字を教へたりと傳ふ越て康熙乾隆の世となり各種學堂を設けて文

物を獎勵せし結果漸く教育の普及を見るに至りて清朝に及ぶと雖此間に於ける教育は周易、春秋、周禮、論語、孟子等の閱讀に限られ實地應用の活學とは全たく没交渉たりしなり然るに近代に於ける鴉片戰爭及日清戰爭は支那人士を刺戟して泰西科學教育の急務を覺らしめ宗教學校其他泰西の學を教ゆべき諸學堂を起すと同時に日、歐、米等へ留學生を派遣し泰西文物の輸入に汲々たるに至り光緒二十七年上諭を發し各省に大學堂を、各府縣に中學堂を、各州縣に小學堂及蒙養學堂を設くべきことを命じ同二十九年湖廣總督張之洞管學大臣張百熙と協議し全國劃一の新教育制度を立案上奏して裁可を得之れを發布するに至れり奏定學堂章程なるもの之れなり學堂章程は主として我國の學制に則れるものにして初等、中學、高等の三級となし北京の大學堂を最高學府とし各省の高等學堂を以て之れが豫備門とし各府に中學堂を設け各縣に小學堂を設け尙優級、初級の兩師範學堂を設けて師範教育を教授し高中、初等の農工商學堂を設けて實業教育を施し進士館、譯學館を設けて特殊教育を行ふの制なり

爾來宣統年間より民國三年に互り中央及各省の學務官制に改廢ありしも學堂章程には著るしき改廢なく要するに大同小異なり

現在汕頭には高等の學府なし其程度高きものに英華學堂あるも之れ英人の經營に係る宗教學校なり今汕頭に於ける各學校を表示すれば左の如し

●在汕頭學校表

| | |
|--|----------|
| 英華學校 | 廣州旅汕學校 |
| 角石中學校 | 八屬正始學堂 |
| 廣州旅汕女子學校 | 汕頭商業學校 |
| 汕頭法政講習所 | 汕頭中學校 |
| 中西學校 | 同濟學堂 |
| 汕頭平民工藝廠 | 嶺東女子師範學校 |
| 乾綱女子學校 | |
| 以上各校に付細述すれば左の如し | |
| 中西學校(金山街北二區樟隆市門牌五〇號に在り) 大正三年の開校に係り黃日升氏外數名の創設する所なり中國及泰西の文字を教授し以て彼此の交通に便益を與ふるを目的とす資格學科其他左の如し | |
| 資格 年齢學力等に拘はらず又官民の子弟を論ぜず能く學則を守り篤學成業に志すものを合格者として入學を許す | |
| 學科 英語を主とし兼て支那語及算術を教授す授業時間は毎日六時間として午前は支那語及算術を課し午後は英語を課すと雖本人の希望により午前午後とも英語を課することを許す | |
| 學費 年額四十元、半年二十元、月額納付を欲するものは月額四元とす | |
| 汕頭平民工藝廠 簡易實業學校なり資格科別左の如し | |
| 資格 年齢十五歳以上四十歳以下にして品行端方なるもの廢疾なく阿片、賭博等の嗜好なく酒僻なき者略ぼ文字を識る者 | |

科別 織科(土布織物科)、染科(染色科)、籐科(籐細工科)、木科(木細工科)、竹科(竹細工科)
廣州旅汕女子學校 在汕頭廣東人女子小學校より科目左の如し

學科 國文、算術、圖畫、手工、音樂
汕頭商業學校 中學程度の商業學校より學科目左の如し

學科 地理、歴史、博物、經書、算術、兵式體操、簿記
英華學校 千九百六年(明治三十八年)の設立に係り
Presbyterian Church of England, Swatow. の創立する所なり
其經營方法は有志の寄附金を財源とし不足は本國教會に仰ぐ經費は年額概算四千元にして現在生徒數各級を併せて八十五名(大正四年六月)卒業生開校以來二十四名あり卒業年限學科等左の如し

卒業年限 中學五年、大學豫科二年
學科 英語、支那語、歴史、地理、數學、化學、文學、聖書

學費 東修十元、月謝年額五十元
角石中學校 千九百二年(明治三十四年)の設立に係り
American Baptist Union Church. の創立する所なり經費は年額二千元内外にして現在生徒數各級を併せて七十二名、卒業生開校以來九名あり卒業年限學科等左の如し
卒業年限五年
學科 數學、化學、生物學、物理學、地理、華語、英語
學費 年額三十五元

に記述したる以外尙校舉に違あらずと雖要するに大同小異にして之れを以て其一斑を窺ふに足らん
終に邦人小學校及公學校を表示すべし

| 校名 | 開校年月日 | 現在生徒 | 教員數 | 經營者 |
|----------|----------|---------|--------|--|
| 汕頭日本人小學校 | 大正四年四月一日 | 男 四 女 八 | 日本人女 一 | 日本人協會 |
| 東瀛學校 | 同三月二日 | 男 二 女 一 | 日本人男 一 | 籍民有志及日本人協會 |
| 備考 | | | | 小學校は就學兒童父兄の贈出金有志邦人の寄附金及日本人協會の補助金により維持せられ在留邦人兒童に初等教育を授くるを目的とす |

東瀛學校は籍民の重なる有志者の贈出金及日本人協會の補助金により維持せられ之れに支那人生徒各級年額一名十二元の月謝を加ふ教員は臺灣總督府より同府在勤教師を派遣せらるる目的は臺灣公學校の主旨及教則に據り臺灣籍兒童を教育するにあり兼て支那人兒童の入學を許す

第八章 宗教

管内宗教は儒佛道の三教に於て之れが形骸的儀式を遺しあるを視るのみ孰れも之れが布教に従事するものなく三教の中佛教にありては和尙と稱する者ありと雖概ね無學の俗輩にして一の寺番たるに過ぎず潮安外八縣下に散布する寺院の數は五十一個寺に達し僧侶も百名内外あるべしと雖釋教義の一端を解し一編の讀教に堪ゆるもの一人もなしと斷言するを得べし儒教にありては所謂儒者なる者あれども門弟を集めて講學するものなく唯各學校修身の德學は儒教の主旨を方針とす近年政府は孔子の崇拜儒教の推奨に努め各校をして孔子祝日の儀式其他開校式卒業式等にも孔子を主體とせる禮拜式を行はしむることとなし管内各校何れも之

潮州府下及附近各縣に於ける諸學校 汕頭各種學校の外
潮州府下及附近各縣に於ける學校は左の如し

- 普寧貧兒學校 在普寧
- 世德高等學校 在惠來
- 五都高等小學校 在潮陽
- 育德女學校 在揭陽
- 閩秀女學校 在揭陽
- 三堡學校 在梅縣三市堡
- 良鄉學校 在豐順
- 縣立高等小學校 在豐順
- 藍田學校 在揭陽
- 半夜學校 (一) 在饒平縣城內郭公祠
- 景韓高等學校 在澄海城內
- 半夜學校 (二) 在海陽縣
- 韓山中學堂(在潮州城舊金山書院內)

備考 (一)は年齢十六歳以上にして高等小學に入る能はざるものに入學を許す身元確實にして嗜慾なき者たるべし修學期六ヶ月、學費毎月五十仙
(二)は海陽縣教育會普設に係る年長じて就學期を失はんとするもの爲に設く修業期八ヶ月、學科目は修身、正音、珠算、管理、國文とす

以上各縣の學校は韓山中學堂を除きては孰れも中學程度以下にして讀書、算術、歴史、作文、習字、圖畫を主たる科目とし女學校にありては是等科目に加ふるに刺繡編物、唱歌を以てするが如し教員は本邦に留學せしもの、少數ある外支那内地各學校の卒業生なりと此種程度の學校數は右

れを實行するもの、如し教義としては「靈魂不滅天に昇り體軀空に歸す」を本義とす各縣下に於ける廟祠等は固より宮と稱するもの、多くは斯教の遺物なりとす道教に至りては佛儒二教に於ける寺廟の如き遺跡の存するもの殆ど稀にして汕頭市街に於ては呂祖先師宮あるのみ管内各縣下にありても稀有なるが如く又道士なるものあるを聞かず冠婚葬祭の儀式は悉く佛儒二教の貽せるものにして禁厭若くは風水の各迷説の如きは多く佛道二教の迷信より由來するが如し

之れを要するに當地方の現状は耶蘇教を除きては宗教と認むるに足るものなし換言すれば因襲的慣例により宗教より出でし儀式を行ひ其迷信により風水或は禁厭を尊重するに止る

耶蘇教に至りては此の間に介在して斬然頭角を顯はすものあり各國各派の斯教は各其本國に根據を有し數十年前より幾多の障害を排して各省内地に侵入し管内各地にありても到る處の僻地に入り込み熱心布教に従事せり而かも在昔斯教々民は治外法權を有する外國臣民の如き觀ありしこと何人も首肯する所にして宗教的勢力と云はんよりは寧ろ政治的勢力を有したること蔽ふべからざる事實なりしが清朝政府が之れを思へて外國と幾多の交渉を重ね千九百二年時に在北京列國代表者と協議を遂げて各省に發したる宣教師に關する數項の訓令を實施せしめし等諸多の變遷を経今日にありては是等の政治的勢力は殆ど消滅せしが如し

我佛教に於ても是等各派の耶蘇教に倣ひ明治三十八、九年以降南支各地に於て布教に従事するもの輩出したる當時當地方にも亦僧侶の渡來するものありて耶蘇教に對峙するの意思を以て布教に努め信徒を收攬して大に發展しつゝありしが各地に於て屢々事件を生じたる結果清朝政府より地方官に對し日本僧侶の布教を禁阻すべき旨嚴達する處あり地方官は此達示の命ずる範圍を越へて迄も日本佛教徒の治外法權的態度を嚴阻したるを以て日本佛教徒は入教の意思と齟齬することとなり特別の保護を得ざるのみならず却て一般人民より擯斥せらるゝこととなり天主教民よりは厭忌せられんとするの情勢を來したる等の結果我佛教の布教は茲に一頓挫を來し明治四十一年頃より當地方及漳州(福建省)地方には我僧侶の跡を絶つに至れり蓋し我佛教布教權は彼我外交問題として未だ解決を告げざる今日に於ては亦已むを得ざるなり左に管内各地に於ける社寺數及各派教會堂等を表示し盛衰の跡を窺ふに供せん

管内社寺數表

| 縣名 | 廟、祠、宮、等 | 寺、庵、等 |
|----|---------|-------|
| 潮安 | 二 | 一〇 |
| 澄海 | 二六 | 五 |
| 揭陽 | 八 | 七 |
| 饒平 | 六 | 五 |
| 惠來 | 六 | 二 |
| 大埔 | 六 | 一四 |
| 普寧 | 三 | 九 |

豐順 二二
潮陽 九
計 六

右の外梅縣外惠州府下に於けるものあるも省略す諸廟祠寺の内有名なるものを摘出表示せば左の如し

管内(潮州府下)有名廟祠寺等一覽表

| 名稱 | 所在地 | 名稱 | 所在地 |
|-------|-----|-------|-------|
| 開元寺 | 潮安縣 | 新天后宮 | 杉排街 |
| 韓公祠 | 同 | 老天后宮 | 昇平街 |
| 十相祠 | 同 | 大峰祖師宮 | 馬路 |
| 馬公祠 | 潮安縣 | 呂祖先師宮 | 道臺街前 |
| 王仁祠 | 同 | 三王谷王宮 | 馬路 |
| 西華寺 | 大埔縣 | | |
| 韓祠 | 潮陽縣 | | |
| 朱公廟 | 同 | | |
| 文昌閣 | 同 | | |
| 景韓祠 | 澄海縣 | | |
| 關帝三代祠 | 惠來縣 | | |
| 汕頭廟宮 | | | |
| | | 火神廟 | 道臺街門前 |
| | | 觀音娘宮 | 馬路 |
| | | 福德爺宮 | 道臺街門前 |
| | | | 新康里 |
| | | | 老市 |

伯姆宮 管内 一双拋宮 道臺街門前

汕頭には廟宮以外寺院なるものなし之れによりて觀るも汕頭の近代に發達せるを知るに足るべく又同時に佛教の近代に近くに従ひて益々衰微せることを窺ふに足らん

汕頭に於ける各國各派耶蘇教會堂及信徒數は左の如し
福音教會 Presbyterian Church of England. 信徒千八百八
浸禮教會 The American Baptist Mission Church. 信徒六百
天主堂 The Mission Catholique. 信徒四百

右の内福音教會は英國、浸禮教會は米國、天主堂は佛國所屬にして其勢力は信徒數と順位を同ふすべし福音教會は廣大なる醫院及當地の最高學府等を有すること衛生、教育の章に説けるが如く浸禮教會も亦之れに次で病院及學校を有すること各章既述の如く天主堂に至りては之れが施設なし管内各地を通じての勢力も汕頭に於けるものと同様と見て可なるべし而して管内には更に獨逸國より派出せる宣教師及スウイス、アンド、ラゼラン、チャーチ等のあるあり其分布状態を明示する能はざるも管内宣教師の所在地は左の如し

潮州、菴埠、樟林、澄海、黃岡、饒平、姑嶺、鶴山、潮陽、達濠埠、蓮澳、惠來、葵潭、揭陽、棉湖、河婆、玉湖、橫崗墟、五經富、普寧、豐順、湯坑、大埔、三河、湖寮、嘉應州、鎮中、長樂、興寧、平遠、松口、丙村、畚坑、橫流渡、藍口、惠州、海豐、陸豐、永安、和平、龍川、歸善、博羅、河源、惠平州、長寧、龍門

第九章 衛生

當地方衛生上の施設に缺くる所あるは他の一般地方と撰

ぶ所なく罹病者の如きは禁厭祈禱により或は傳來の草根木皮を藥用し或は舊來の漢法醫に醫療を求め是等手當を盡して治せざる病は不治病と看做して顧みず日歐米の良醫に診察を求めて治療を受け全癒を期せんとするもの、如きは汕頭市街上級官民若くは福音教會信徒、浸禮教會信徒其他兩教會病院を信用する一部の商民に過ぎず尤も福音醫院は衆庶の醫病に關する智識を開發しつゝあるも管内一般人民の多くは前記の状態に在り

各種病疫に對する豫防の如きも河豚を有毒物として食用せざる等父祖傳來の慣習によるもの、外科學を基礎とするものなく官憲の之れに關する取締の如きも當港に於ける道路の清潔に付警察局が多少の注意を拂ふものあるに過ぎず不良飲食物の取締、傳染病疫の豫防、隔離は固より疫病發生箇所消毒等緊要なる事項と雖全然等閑に付せられ官憲に於て何等の干渉をなさず各人各個の自由に委す各個人亦固より之れを顧みず汕頭市外地崎嶇の如きは近郷ベスト流行に際し避疫者續々逃げ込み來るを常とし此種病疫の流行する毎に寒心に堪へざるものあり

叙上の状態は虎列刺、ペスト等をして益々猖獗を極めしむる一大因由たるべきにも拘はらず例年比較的少數に限らるゝは之れを常識より觀察するに火食を主とし其他二、三の理由あるもの如し即ち左の如し

火食 草魚と稱する淡水魚を刺身料理によりて食する例外ある外一般火食を常習とす

家屋 中北支地方に比して窓戸多く光線の射入、空氣の

流通等亦適度に按配せらる

下水道の設備 下水道の設備ありて汚水の滯溜割合に少
なく塵埃も亦一定の箇所に乗つるを以て道路存外清潔なり
市外地崎嶇方面には續々家屋の新築せらるゝものあるが何
れも四周の下水道をコンクリートを以て築設するを見る尤
も下水道は汕頭市街に限らるゝが如し

是等事項は自然的惡疫防止法たるべきものならん
醫師 當地方には傳來の舊式漢法醫師の外に洋醫と稱す
るものありと雖其數少なく且つ充分の學識と經驗とを有す
るものなし外國醫としては日本人醫、税關港醫、福音醫院及
浸信會醫院醫員等あり齒科醫に至りては其數二十に達す是
等各醫を表示するに左の如し

○在汕頭醫師表

一、洋醫と稱するもの

| 氏名 | 所在地 | 摘 | 要 |
|-------|------|----------------|---|
| 陳如龍 | 崎 碌 | 佛國醫に就き修業佛國式と稱す | |
| 張建初 | 鎮邦街 | 福音醫院にて修業英國式 | |
| 顏伯權 | 同 | 同上 | |
| 蔡坦然 | 懷安街 | 同上 | |
| 陳子烈 | 第一津街 | 同仁醫院にて修業日本式 | |
| 二、日本醫 | | | |
| 兒玉盛長 | 崎 碌 | 日本人協會囑托兼開業醫 | |
| 中山龍藏 | 育善街 | 齒科醫 | |
| 王深淵 | 萬安街 | 臺灣籍民齒科醫 | |

三、外國醫

| | | |
|----------------|--------|------------------|
| D. Whyte | 福音醫院醫員 | 英國醫 |
| A. Wight | 同 | 同 |
| D. Lyall | 同 | 同 |
| C. H. Brangwin | 懷安街 | 税關港醫兼開業醫英人 |
| G. H. Habson | 同 | 同上(目下從軍中)英人 |
| Razrag | | 賣藥業、傍求により診斷をなす澳人 |

此他福音醫院に女醫一名、角石浸信會醫院に米人醫二名あり

○在汕頭齒科醫表(支那人但英籍民をも含む)

| 氏名 | 所在地 | 摘 | 要 |
|-----|-------|--------------|---|
| 葉成坤 | 育善街 | 英籍民振生牙科醫院と稱す | |
| 許秉真 | 懷安街 | 光澤牙科の看板を掲ぐ | |
| 蔡仲篋 | 同 | 海通牙科の看板を掲ぐ | |
| 陳如田 | 昇平街 | 德華牙科公司と稱す | |
| 劉慶雲 | 育善街 | 新興牙科の看板を掲ぐ | |
| 謝惠疇 | 鎮邦街 | 益壽牙科の看板を掲ぐ | |
| 柯慶盛 | 昇平街 | 英美牙科の看板を掲ぐ | |
| 洪雲初 | 鎮邦街 | | |
| 張見初 | 同 | | |
| 黃聰俊 | 阜安街 | | |
| 陳錫良 | 育善街 | | |
| 洪式疇 | 至安街 | | |
| 李子英 | 同 | | |
| 陳振綱 | 外馬路 | | |
| 吳子純 | 指南里前街 | | |

洪子常 鎮邦街
張光輝 海墘坪
楊祥達 至安街
病院 病院は支那人側の設立に係るものなく福音教會及
浸禮教會は汕頭及其他各地に病院を有す今之れを表示する
に左の如し

○在汕頭及管内病院

| 病院名 | 所在地 | 摘 | 要 |
|-------|-----|---------------------|---|
| 福音醫院 | 汕頭 | 廣大なる地域に宏壯なる建物を有し大規模 | |
| 浸信會醫院 | 角石 | 福音醫院に次ぎ大規模なり | |
| 福音醫院 | 五經富 | 汕頭分院なり | |
| 同 | 潮州 | 同上 | |
| 同 | 汕尾 | 同上 | |
| 同 | 三河婆 | 同上 | |
| 同 | 上坑 | 同上 | |
| 浸信會醫院 | 揭陽 | 汕頭分院なり | |
| 同 | 潮陽 | 同上(建設中) | |
| 同 | 黃岡 | 同上(同) | |
| 同 | 同 | 同上(同) | |

ベゼル、ミツシ
ヨシホスピタル 嘉應州 スウイス、エンド、ラゼラン、
チャーチの經營

右醫院中福音醫院は五十餘年前の創立に係り赤貧者に對
する施療、貧者に對する實費施療を主眼とし半世紀に互り
て夥多の患者を醫癒し來れるを以て支那人一般の氣受け良
好にして日歐米人の重なる少數者及多數支那人の富有者團
體等よりの喜捨金收入年額二千圓以上に達し醫員の給料を
除くときは此喜捨金を以て支出に充て殆ど過不足なきが如

し當院の當地方に爲せし實績は患者の治療のみならず醫學
上の蒙を啓發したれば天然痘及ペスト豫防の種痘及血清注
射等に信を置き進んで之れが療法を受くるもの漸次多きを
加へたること文明醫術の漢法醫に比して優れるもの尠なか
らざることを知らしめたること既述醫師表に於ける洋醫を
養成したること等觀るべきものあり

病疫風土病 當地方には特有の風土病と稱すべきものな
し流行疫として虎列刺、ペスト、窒扶斯、赤痢、デング熱
等あるも猖獗を極むること稀なり鼠疫は六月頃虎列刺は七
八月頃多少の流行あるを常とし其他は極めて少數なり汕頭
虎列刺は猖獗を極むることあるも死亡率の如きは目撃せる
葬送棺の景況によりて推定する外途なく近似數も尙之れを
知るを得ず地方の狀況は新聞の報ずる所に據ればペスト最
も多きが如しと雖も明治四十三年北滿より南滿に及びたる
ペスト猖獗の半にも達せしことあるを聞かず要するに諸疫
斃死の度は風説と新聞とによる外途なく之れにより斷案す
るも未だ猛烈を極めたる例を聞かざるなり

第十章 農業

農は管内の大本なり耕地の廣漠として連るは潮州府下の
九縣にして水田の最多部は實に本府の有たり嘉應州、惠州
に至りては山地多く水田少し是を以て管下の稻田は年收二
回なるにも拘はらず其産額は以て地方民衆の需要を充たす
に足らず年々需要額の二割乃至三割を長江沿岸地方人暹
羅、西貢等より移輸入するを常とす甘蔗の栽培は甚だ盛に
して當地方唯一の財源たり簡易の製造法により産出する粗

糖は汕頭移出貿易品の大宗、米穀は移入貿易品の大宗にして此兩者は當港の移出入貿易を支配するの感あり最近十年此二品の移出入數量を示すに左の如し

○最近十年米穀及砂糖移出入額表 (單位擔)

| 年次 | 米穀の移入 | 赤白砂糖の移出 |
|--------|-----------|-----------|
| 明治三十八年 | 三、四二、六〇〇 | 八〇、三九八 |
| 同三十九年 | 一、四九二、〇四九 | 五五、八四五 |
| 同四十年 | 一、一七、一六三 | 八九〇、三三三 |
| 同四十一年 | 一、八三、四九九 | 八二七、四七七 |
| 同四十二年 | 三、〇八、三四一 | 四九五、三三一 |
| 同四十三年 | 一、四一、三九〇 | 八五、三九二 |
| 同四十四年 | 一、六三、一三〇 | 一、五、六六四 |
| 大正元年 | 二、四三、九五三 | 九〇、六五〇 |
| 同二年 | 七、五三、三〇三 | 五、六、七五四 |
| 同三年 | 一、二〇、三六一 | 四、九、九五二 |
| 計 | 一七、三六、三三六 | 七、五、六、五四五 |

米作 大農法によるものなきは固より植付刈取其他の方法概ね我國のものと同じ年收二回作にして其播種、植付、收穫等の時期左の如し

| 播種 | 第一期作 | 第二期作 |
|----|------|------|
| 播種 | 一月 | 五月 |
| 植付 | 三月 | 七月 |
| 收穫 | 六月 | 十月 |

肥料は多少化學製品を用ふるものあるに至れるも尙専ら豆粕を用ふるものと云ふを得べし豆粕撒布の割合は水田一

牛は水牛及黄牛の二種とす黄牛は食用に供せられ汕頭の如く外國人在住地に於ては重なる食用家畜たるも一般支那人は之れを食用とするもの尠なし水牛及黄牛共に地方農耕用として其用途大なり水牛皮は各種細工用に供せらるゝと雖土地の需要に應ずるに過ぎずして輸出品たるの程度に達せず

豚、牛一頭の價格は大要左の如し

| 品名 | 上元 | 中元 | 下元 |
|----|-------|----|----|
| 水牛 | 七〇 | 五〇 | 三〇 |
| 黄牛 | 六〇 | 四〇 | 二〇 |
| 豚 | 三〇—四〇 | — | — |
| 山羊 | 三〇 | — | — |

家鴨及鶏の卵は生鮮品及貯蔵品共に豊富にして海外に輸出せらるゝもの年々二、三十萬兩に達す鷺毛の海外輸出は少量にして記すべき額に達せず

耕地及反別の推定 管内地域の廣袤を案ずるに二府一州を併せて廣東省の大約四分一に當り廣東省面積は William C. E. Brown 氏 Odgham 氏及 千九百十年政治年鑑の四説を綜合して八萬方哩強と推定するを以て管内面積は大約二萬方哩以上にして我九州(二千六百餘方哩換算一萬千七百餘方哩)より大なること約八百三十方哩なりとす而して各府州の面積比較は惠州府、潮州府、嘉應州は大約四と三との比例なるを以て此の比例によつて各州面積を案ずるときは惠州府八千八百八十餘方哩、潮州府六千六百六十餘方哩、嘉應州は四千四百四十餘方哩となる而して惠、嘉二州は山地多く廣濶なる平野なるものなく山地相互間の狹隘な

畝に付三枚、甘蔗畑一畝に付六枚を普通とす水田には夏至より之れを下ろし甘蔗畑には七、八月頃より之れを下すを例とす

其他の農業 是蔬菜類及果樹の栽培、牧畜、家禽等にして養蠶に従ふものなし(一、二養蠶をなすものあるを見るも云ふに足らず)蔬菜類は大根、胡蘿、里芋、甘藷、葱、蒜、莢豌豆、白菜其他各種菜、西瓜、胡瓜、人參、筍等豊富にして佳味なり就中大根及菜類は有名なりとす特に菜は鹽漬として海外に輸出するもの年々二、三十萬擔に達す果實としては蜜柑を主とし其大にして美味なること世界に冠たるべし海外に輸出せらるゝ鳳梨、バナナ、ジャボン、荔枝、龍眼、其他枚舉に遑あらず是等各果は砂糖漬として海外に輸出せらるる棗、ジャボン皮の砂糖漬の如きは最優等品たるべし牧畜、家禽類は副農業として農家の缺くべからざるものと謂ふべし其種類は牛、水牛、山羊、豚、鷺、家鴨、鶏等を重なるものとす各農家にありては是等の内一種乃至數種を飼養せざるものなく其最も普遍的なるものは養豚にして我邦農家が養鶏をなすに等し支那人の豚を愛好することは一各地方に於ける著名なる現象にして其鮮肉を嗜み脂肪を愛用し生血を重用(漁網等に使用す)し毛髮を尊重し骸骨を棄てず而かも飼養容易にして飼主は之れを放牧するも到る所に不潔物を漁りて自ら食餌を求むるを以て一日二回乃至三回の餌費一頭一ヶ月六十仙内外に過ぎず而して其繁殖著るしく無資力者の飼養に堪ゆる等の關係より家畜中最多數を占む

る小地區に田畑の點々散在するものあるに過ぎず潮州府に至りては韓江、揭陽江の二流域に沿ひて廣漠たる平野を有し管内稻田甘蔗畑等の耕地は潮安縣の大半、澄海、饒平二縣の約全部揭陽、普寧二縣の過半部等に連りて大約四、五千方哩に達すべし

地主と小作人との關係 當地方小作の方法は包認法と分種法との二法あり前者は豫め小作料の取極めをなし年作の豊凶に拘はらず取極めたる一定の小作料を納むるものにして地主は納税の義務を負ひ小作人は播種、肥料等耕作一切の費用と天災の危険とを負擔す後者は其年の收穫高を基礎とし地主四分小作人六分の割合を以て分配す納税義務其他の負擔は前者に同じ

土地の賣買 土地の賣買は仲人を介して行はれ賣主は仲人との連署による賣渡證書を買主に交付して代金の仕拂を受け三者相携て官衙(縣知事)に出願し所有權移轉の登記を受くるの順序にして仲介人は買主より田畑は賣買價格百元に付三元宅地は其價格百元に付四元を手數料として受くるものとす

地價 宅地城田及上等田地は逐年高價に向ひつゝあり明治四十二年の賣買價格と現在(大正四年九月)賣買價格と對比するに左の如し

○土地賣買價格比較表 (單位銀元)

| 宅地(内繁華の場) | 田(一畝に付) | 沙田(一畝に付) |
|------------|---------|----------|
| 明治四十一年(九月) | 100 | 110 |
| 大正四年(九月) | 110 | 130 |
| 明治四十一年(九月) | 110 | 110 |
| 大正四年(九月) | 130 | 100 |

が賣渡を肯んぜずして依然自ら製造に従事するものあるべく大會社を起すものなきは畢竟此原料買付の困難に基くもの、如し明治三十九年頃香港太古洋行製糖部は對岸角石に一大工場を起し之れに従事したるも一兩年の内に閉鎖の止むなきに至りたるは蓋し此の間の消息を語るものとす

明治四十一年前後邦人經營の硝子製造所ありしも收支償はずして遂に閉鎖せり

第十三章 漁業

當地方漁業は盛大と云ふべからざるも漁業を生業とするもの尠ならず農業者も亦本業の閑散期に於て漁獲に従事す汕頭附近重なる漁業地は海門、達濠埠及馬嶼にして此外東北の南澳島、惠來縣地方沿岸、惠州府沿岸甲子、汕尾等には漁業に従事するもの多し

漁獲方法 大仕掛なるものは帆船による曳網漁獲にして漁業を専業とするもの、間に行はれ又手網によるもの一般釣魚、竹簍卷、水底置罟(俗に云ふウケ我國のツウケに似たり)等を用ゆるものなり

漁獲物 漁獲物は馬嶼附近のものは鮮魚の儘汕頭市場に出づるも南澳、海門附近のものは蒸物、鹽物として當市場に出づるもの多し魚種類は鹹水魚として鯛、赤鱗、矢柄、鮫、黑鯛、犀頭、鱒、鮪、烏賊、伊勢蝦、車蝦、蝦蛄、鱸、マナ、鯉、小蝦、鱧、太刀魚、黃赤鱗、石首魚、小鮪、牡蠣、蛤、蛸、蟹、淡水魚として鮒、鯉及支那人の殊に嗜好する草魚と稱する一見我鯉の如きものあり支那人は之れを刺身として愛用す臺灣に多少の輸出あり

市場相場 一斤(二百二十匁)卸値段大約左表の如くなるが小賣は之れより約二割高値とす尤も季節により著るしき相違あり茲に掲げたるは出廻良好の時に於ける平均相場なり

汕頭市場鮮魚相場表

| 魚名 | 魚名 | 魚名 | 魚名 |
|----|-----|----|----|
| 鯛 | 烏賊 | 魚 | 魚 |
| 赤鱗 | 矢柄 | 魚 | 魚 |
| 鮫 | 黑鯛 | 魚 | 魚 |
| 金頭 | 蝦蛄 | 魚 | 魚 |
| チヌ | 鱸 | 魚 | 魚 |
| イナ | 鱸 | 魚 | 魚 |
| 牡蠣 | 黃赤鱗 | 魚 | 魚 |
| 蝦 | 石首魚 | 魚 | 魚 |
| | 蟹 | 魚 | 魚 |

漁期 漁業期は種類によりて異なるも鹹水魚にありては十月より翌年三月に至る六ヶ月とし此間市場魚類は一般に豊富なり淡水魚は二月より七月に至る六ヶ月とし鮒、鯉、草魚等の生鮮魚に限る

需要 前記期間當地市場に於ける一日平均賣上高鹹魚約二百元七ヶ月間の總額四萬八千元、爾餘五ヶ月を毎日半額と見て一萬二千元計六萬元内外なるべく淡水魚一年の賣上高約一萬八千元にして總計七萬八千元内外となる

取引習慣 前記各漁業地に於ける漁業者は汕頭に於ける魚問屋に其漁獲物の販賣を委託す問屋は之れを各魚商に賣

渡し賣上高の百分五を口錢として引去り其殘金を漁業者に渡し更に買主即ち魚商より警察費と云ふ名目の下に賣渡金一元に付六文(約一仙)の給付を受く畢竟問屋は仲買人の業務を擔當するものにして問屋は鮮魚水揚販賣に對する公課金として警察局に年額千兩を納付す此公課金は鹹水魚問屋及淡水魚問屋の全體負擔にして問屋數多ければ各戸の負擔輕減する勘定なりとす問屋數前者は十餘戸、後者は六戸に過ぎず斤量は二百二十匁を一斤とするも淡水魚問屋は百八十匁を一斤とし取引銀は孰れも汕頭銀なりとす

販路及運賃 問屋の當市場以外に於ける取引先は潮州、庵埠揭陽等の各地方にして此方面に仕向けらるゝものは蒸物鹽物に限られ其每百斤に對する各地方運賃は左の如し

| | | |
|-----------|---|----|
| 問屋より小蒸汽船迄 | 銀 | 一〇 |
| 小蒸汽船揭陽迄 | 銀 | 一五 |
| 問屋より停車場迄 | 銀 | 一三 |
| 庵埠迄汽車貨 | 銀 | 二〇 |
| 潮州迄汽車貨 | 銀 | 四〇 |

漁網 漁網は漁業者自ら閑散期を利用して製造及修葺す其市場に販賣せらるゝものは漁網用麻絲あるのみ漁網需要の將來を按ずるに兩三年前英商德記洋行が二十五、六噸の小蒸汽船により曳網を用ゐて近海の漁撈を試みたりしが澎湖島附近迄出漁し五日を費して獲たる所僅々千五、六百斤にして收支償はざるを認めて中止したるあり此種大規模の企業は望みなきが如く從て漁網も漁夫の自造自用に止り販路を此方面に見出さんとするには是等自家製造品に優り且

つ廉價なるものを仕向けざるべからず而も我當業者は此上運賃關稅を負擔すること、なるを以て漁獲狀況の大發展を見ざる限りは當分其見込なかるべし

第十四章 商業

汕頭は潮州府、嘉應州各縣下福建省の汀州府江西省の一部を背地とする貿易港として商業隆盛なり特に輸入業盛にして大約年額四千萬兩に達し其輸移出に超過すること二千二百萬兩以上に及ぶ此超過額は即當地方購買力の偉大なるを意味するものにして其資源は海外發展の華僑民にありとす是等華僑民が當地方に及ぼすものは獨り之れに止らず當港の對外輸出貨易は主として此華僑民を華客として行はれ而かも輸出額は年々増加の趨勢にあり

第一節 汕頭商賈

當港の商賈を問屋兼輸移出入商と小賣商とに大別す問屋は前記各地を賣買華客地とし小賣商は市街六、七萬の人口と近郷農民とを顧客とするに過ぎず輸移出入及卸賣買を營む問屋(以下單に問屋と稱す)は砂糖問屋、雜糧問屋、雜貨問屋、米穀問屋、綿紗問屋、燐寸問屋等に分たる雜糧問屋は豆粕及大豆の主要移入品を主として其他雜穀類の移入と卸賣とを取扱ふものにして其數最も多し綿紗問屋は綿絲綿布の輸入と卸賣とを取扱ふものにして其數十二軒以上あり燐寸問屋は大なるものは神戸と直接取引をなし又は三井洋行の手を経て輸入するものあり多くは油、石油取扱商の兼業とす雜貨問屋は二、三の大問屋を除くの外小賣を兼業とするもの多く小賣商の重なるものは雜貨及吳服商とす吳

服商には輪移入を専業とするものなく概ね輪移入、卸賣及小賣を兼ね

汕頭に於ける重なる卸小賣商及問屋は左の如し

○汕頭主要支那商店表

| 屋號 | 種別 | 所在地 | 資本主又は支配人 |
|------|------|------|----------|
| 綿昌行 | 綿紗問屋 | 永安街 | 財東陳薰圃 |
| 啓發行 | 同 | 同 | 同 陳植余 |
| 綿泰行 | 同 | 永興街 | 同 張蘭芳 |
| 怡成行 | 同 | 同 | 同 楊吟樵 |
| 成記行 | 同 | 南北行街 | 經理蘇蔚園 |
| 宗興行 | 同 | 晏清街 | 財東周蒼雨 |
| 永春行 | 同 | 同 | 同 周鏡如 |
| 春成行 | 同 | 南北行街 | 同 陳元勳 |
| 瑞森行 | 同 | 昇平街 | 經理楊冠華 |
| 捷順行 | 同 | 同 | 財東王伯文 |
| 晉發行 | 同 | 同 | 同 王伯文 |
| 有興行 | 米穀問屋 | 永安街 | 同 李關業 |
| 有益行 | 同 | 永安街 | 同 蔡志澤 |
| 高隆發行 | 同 | 永安街 | 經理蔡友生 |
| 有源行 | 同 | 鎮邦街 | 財東高子助 |
| 萬裕行 | 同 | 永安街 | 經理黃芷園 |
| 洪誠發行 | 同 | 潮安街 | 財東李朱楠 |
| 捷發行 | 同 | 永興街 | 同 洪聲兆 |
| 丙合行 | 同 | 永和街 | 同 黃雨田 |
| 公發行 | 同 | 同 | 同 黃俊鄉 |
| | | | 經理陳乙峰 |

| | | | |
|------|---|-----|-------|
| 綿發行 | 同 | 鎮邦街 | 同 陳篤庭 |
| 昌發行 | 同 | 怡安街 | 同 李倍初 |
| 福安行 | 同 | 至安街 | 同 李朱臣 |
| 仁源行 | 同 | 昇平街 | 同 黃宣三 |
| 通源行 | 同 | 潮安街 | 經理蔡澄波 |
| 祥和行 | 同 | 同 | 同 黃桂山 |
| 信盛行 | 同 | 昇平行 | 同 金在田 |
| 捷德行 | 同 | 泰興街 | 同 吳介仁 |
| 明豐行 | 同 | 永泰街 | 同 周俊臣 |
| 明後泰行 | 同 | 永興街 | 同 康宏祥 |
| 英發行 | 同 | 永和街 | 同 余少猷 |
| 滲順行 | 同 | 同 | 同 何渭濱 |
| 源泰行 | 同 | 同 | 同 鄧顯初 |
| 福華行 | 同 | 同 | 同 楊雪六 |
| 合盛行 | 同 | 同 | 同 劉筱園 |
| 德元行 | 同 | 萬安街 | 同 林玉書 |
| 益源行 | 同 | 大通街 | 同 馬博友 |
| 捷春行 | 同 | 同 | 同 馬竹書 |
| 肇昌行 | 同 | 同 | 同 周偉蕉 |
| 裕源行 | 同 | 同 | 同 林少石 |
| 有興行 | 同 | 永泰街 | 同 翁鶴雲 |
| 乾亨行 | 同 | 同 | 同 蔡榮軒 |
| 煒興行 | 同 | 潮安街 | 同 徐照亭 |
| 兆豐行 | 同 | 同 | 同 徐小青 |
| | | | 同 許煥奎 |

| | | | |
|------|-------|-----|---------|
| 全發行 | 雜糧問屋 | 鎮邦街 | 經理蔡明臣 |
| 春豐行 | 同 | 昇平街 | 同 林雪三 |
| 益德行 | 同 | 同 | 同 蔡秀峰 |
| 晉成行 | 同 | 同 | 同 姚維喬 |
| 成豐行 | 同 | 同 | 同 林任安 |
| 益隆行 | 同 | 同 | 同 蔡明亭 |
| 祥興泰行 | 同 | 永安街 | 同 姚愚谷 |
| 祝豐行 | 同 | 同 | 同 鄭祝山 |
| 祥記行 | 同 | 同 | 同 高慈珊 |
| 裕發行 | 同 | 同 | 同 高祚雄 |
| 廣大行 | 同 | 同 | 同 姚德成 |
| 隆盛行 | 同 | 永興街 | 同 高蘭波 |
| 明裕行 | 同 | 同 | 同 陳以鐸 |
| 生源行 | 同 | 同 | 同 宋純如 |
| 生裕行 | 同 | 同 | 同 劉松川 |
| 和德行 | 同 | 同 | 同 周海帆 |
| 永合裕行 | 同 | 同 | 同 蟻赫如 |
| 明德行 | 同 | 英隆街 | 同 陳瓊庭 |
| 廣捷誠號 | 同 | 永安街 | 同 財東鄭鶴松 |
| 源珍行 | 雜貨卸小賣 | 永安街 | 同 林初豐 |
| 嘉發號 | 同 | 同 | 同 經理陳雲溪 |
| 廣成昌號 | 同 | 昇平街 | 同 吳桂生 |
| 廣源昌號 | 同 | 同 | 同 楊開志 |
| 廣德興號 | 同 | 同 | 同 陳桂祺 |
| 中和號 | 同 | 德安街 | 同 潘應如 |

| | | | |
|-------|-------|------|---------|
| 全盛號 | 雜貨問屋 | 永泰橫街 | 經理王壁梅 |
| 榮興號 | 同 | 同 | 財東謝萃史 |
| 公成號 | 同 | 同 | 經理對照鋒 |
| 永名利號 | 同 | 同 | 同 林繼欣 |
| 永禮昌號 | 同 | 同 | 同 林復初 |
| 合裕號 | 同 | 永安街 | 同 方昇臣 |
| 亞利加公司 | 雜貨卸小賣 | 鎮邦街 | 同 洪蘭川 |
| 東和號 | 雜貨小賣 | 同 | 同 吳寶臣 |
| 東隆號 | 同 | 同 | 同 李湘泉 |
| 有綸號 | 同 | 同 | 同 陳芥松 |
| 萬安號 | 同 | 同 | 同 陳雲梯 |
| 再成號 | 同 | 同 | 同 張作梅 |
| 李昌號 | 同 | 雙和市 | 同 李吉五 |
| 永合號 | 同 | 同 | 同 肅清慶 |
| 永昌號 | 同 | 永清街 | 同 鄭慶 |
| 隆合號 | 同 | 仁和街 | 同 李錫奎 |
| 永生號 | 同 | 永泰街 | 同 財東姚彬忠 |
| 東昌祥號 | 同 | 通津街 | 同 盧松生 |
| 綸章號 | 同 | 昇平街 | 同 黃思梅 |
| 陳元利號 | 同 | 永興街 | ? |
| 集昌號 | 雜貨卸小賣 | 永和街 | 經理王綿先 |
| 和記號 | 同 | 同 | 同 詹昭敬 |
| 廣昌號 | 同 | 同 | 同 陳西石 |
| 泰祥號 | 同 | 同 | 同 陳澄臣 |
| 全順號 | 同 | 同 | 同 張步堂 |

| | | | | |
|------|---|-----------|-------|---------|
| 時和號 | 同 | 網緞(吳服)卸小賣 | 永興街 | 財東陳盤石 |
| 集業號 | 同 | | 同 | 財東楊菊波 |
| 昌記號 | 同 | | 永泰街 | 同 周蘊山 |
| 隆昌號 | 同 | | 鎮邦街 | 同 股東謝樂生 |
| 廣隆號 | 同 | | 同 | 同 杜日初 |
| 錦綸號 | 同 | | 至安街 | 同 經理楊子琴 |
| 長茂源號 | 同 | | 同 | 同 股東李福珊 |
| 嘉穗號 | 同 | | 德安街 | 同 經理林勤珊 |
| 介章號 | 同 | | 同 | 同 王拱之 |
| 裕和號 | 同 | | 永泰街 | 同 杜靄臣 |
| 謙記號 | 同 | | 昇平街 | 同 經理陳玉銘 |
| 綸昌號 | 同 | | 同 | 同 財東吳子真 |
| 元昌號 | 同 | | 德記洋行內 | 同 經理吳熙山 |
| 華綸號 | 同 | | 永和橫街 | 同 財東吳壽岩 |
| 振發興號 | 同 | 支那酒卸小賣 | 茶隆街 | 同 林裕如 |
| 萬泰號 | 同 | | 怡安街 | 同 林魯齋 |
| 綿發號 | 同 | | 永安街 | 同 鄭則士 |
| 福泰號 | 同 | | 鎮邦街 | 同 吳向山 |
| 西茂號 | 同 | 油類卸小賣 | 永和街 | 同 張兩之 |
| 發興號 | 同 | | 同 | 同 林邱泉 |
| 綿興號 | 同 | | 永興街 | 同 張鏡波 |
| 明發號 | 同 | | 永泰街 | 同 經理鄭韻生 |
| 益泰號 | 同 | | 昇平街 | 同 財東陳華琛 |
| 和茂號 | 同 | | 永安街 | 同 經理許介人 |
| 合發號 | 同 | | 永和街 | 同 沈應脩 |

| | | | | |
|-------|---|------------|--------|---------|
| 合福祥號 | 同 | 油類卸小賣 | 阜安橫街 | 經理蔡煥南 |
| 健合號 | 同 | | 鎮邦街 | 同 許逸如 |
| 聚興號 | 同 | 藥材卸小賣 | 永泰街 | 同 財東陳斗南 |
| 增壽行 | 同 | | 同 | 同 經理劉培華 |
| 利昌號 | 同 | | 永興街 | 同 財東許子東 |
| 信興號 | 同 | | 同 | 同 經理朱子雲 |
| 贊記號 | 同 | | 永和街 | 同 財東藍學初 |
| 元成興號 | 同 | | 永和街 | 同 經理黃屏岩 |
| 福興昌記號 | 同 | 果物卸小賣 | 金山第二橫街 | 同 陳荔生 |
| 財源號 | 同 | ドロインウオロク小賣 | 懷安街 | 同 翁道成 |
| 源昌號 | 同 | | 育善街 | 同 林俊良 |
| 集豐行 | 同 | 洋藥卸小賣 | 昇平街 | 同 財東黃孝怡 |
| 益盛行 | 同 | | 同 | 同 黃健中 |
| 成安行 | 同 | | 同 | 同 股東黃煥堂 |
| 源豐行 | 同 | | 同 | 同 張子標 |
| 萬盛行 | 同 | | 同 | 同 林直鄉 |
| 南昌行 | 同 | | 同 | 同 經理林桐門 |
| 東成行 | 同 | | 同 | 同 股東劉恭澤 |
| 怡茂行 | 同 | | 同 | 同 楊香圃 |
| 德永茂行 | 同 | | 同 | 同 財東范雲樵 |
| 恒裕號 | 同 | | 同 | 同 陳璧如 |
| 正大號 | 同 | | 同 | 同 李桃錦 |
| 惠元號 | 同 | | 同 | 同 劉乙山 |
| 德和號 | 同 | | 同 | 同 柯友三 |
| 廣豐號 | 同 | | 同 | 同 方蕙雲 |

| | | | | |
|------|---|-------|------|---------|
| 佳豐號 | 同 | 洋藥卸小賣 | 昇平街 | 財東王鑑廷 |
| 德成號 | 同 | | 同 | 財東陳鵬秋 |
| 信成號 | 同 | | 泰興街 | 同 經理吳价仁 |
| 元盛號 | 同 | | 萬安街 | 同 邱光庭 |
| 集源號 | 同 | | 永和街 | 同 財東吳舜五 |
| 裕源號 | 同 | | 同 | 同 許少鴻 |
| 榮順號 | 同 | | 南北橫街 | 同 陳連三 |
| 裕盛號 | 同 | | 昇平街 | 同 吳佐鄉 |
| 廣大號 | 同 | | 永安街 | 同 經理姚德成 |
| 旭昇號 | 同 | | 菜隆街 | 同 洪曉岩 |
| 益源號 | 同 | | 大通街 | 同 馬竹芝 |
| 裕記行 | 同 | 燐寸問屋 | 永和街 | 同 股東林凱臣 |
| 東發行 | 同 | | 南北行街 | 同 經理蔡士青 |
| 仰記行 | 同 | | 永和街 | 同 財東方樹人 |
| 廣合盛行 | 同 | | 永興街 | 不明 |
| 福安行 | 同 | | 茶隆街 | |
| 信泰行 | 同 | | 永和街 | |
| 捷裕行 | 同 | | 潮安街 | |
| 叶昌行 | 同 | 燐寸卸小賣 | 杉排街 | |
| 元成行 | 同 | | 永興街 | |
| 悅泰行 | 同 | 燐寸小賣 | 第一津街 | |
| 廣成行 | 同 | | 育善街 | |

備考 右表雜貨商中李昌、東昌祥は時計を重なる取扱品とす陳元利は靴下(朝陽靴)下製造所の販賣店なり(を)主とし日本雜貨をも取扱ふ吳服商中長茂源は南洋移民用仕立上衣服の卸販賣を主とす油商中綿興は燐寸をも取扱ふ

次に油頭に於ける重なる外國商を擧ぐれば左の如し

| 支那語名 | 原語名 | 國籍 | 種別 |
|-------|-----------------------|----|---------------|
| 德記洋行 | Bradley & Co. | 英 | 船舶、代辦、仲買、輸出入業 |
| 怡和洋行 | Jarden Matheson & Co. | 同 | 同 |
| 太古洋行 | Butterfield & Swire. | 同 | 同 |
| 源順公司 | Lim & Co. | 同 | 同代辦業兼輸出入業 |
| 維記公司 | Lee Bros. & Co. | 同 | 英代辦業兼輸出入業 |
| 吓林公司 | Haroon & Co. | 同 | 同輸出入業、仲買業、代辦業 |
| 元興洋行 | Lants Heasloop. | 同 | 同雜貨小賣業 |
| 新昌洋行 | Roose Brothers. | 同 | 獨船舶代辦、仲買、輸出入業 |
| 臺灣銀行 | 共 通 | 同 | 同代辦業兼輸出入業 |
| 三井洋行 | 同 | 同 | 日銀行業(臺灣銀行支店) |
| 順天堂 | 同 | 同 | 同輸出入業(三井物産支店) |
| 廣貫堂 | 同 | 同 | 同雜貨及賣藥小賣業 |
| 幸阪洋行 | 同 | 同 | 同賣藥及雜貨小賣業 |
| 東隆昌洋行 | 同 | 同 | 同賣藥及雜貨小賣業 |

第二節 對外貿易

過去及現況 油頭外國貿易は内國貿易の漸減に反し逐年膨脹の趨勢にあり明治三十八年より大正三年に至る過去十ヶ年の統計は健實なる發展の跡を示し大正三年の如き八月以降歐洲戰亂の惡影響を受けしにも拘はらず前年に比し輸入に於て百餘萬兩、輸出(再輸出を含む)に於て約十六萬兩

を増加せり本年に入りては戦亂尙熄まず悪影響漸次増加するに於て日支交渉の對日感情は年初より次第に險惡となり五月より其度を高め排日排貨に關する落書、傳單の貼付、頒布等盛に行はれ六月非買同盟は各商店間に締約せられ七月に至りて邦貨の輸入殆ど其影を認めざるに至れり八月中旬僅少の荷動きを見たるも尙公然の取引を嫌厭するの状況にして九月に至りても尙排斥宿痾全癒せざりしと雖此狀況は漸次冷却せり

將來 外國品の供給を俟つに急なることは年額二千萬兩以上の輸入超過額の證する所にして國産振興の聲各地に起り之れに關する企業の如きも他の地方に於ては製造工場設立せらるゝあり輕視すべからざるものと雖未だ當地方に於ては之れが具體的成案あるを聞かず外國品又は本邦品に代るべきものとしては輸入燐寸に對抗する目的に出でたる火鏢、燧石、煤紙を備ふる一盒の如き兒戲に類するものに過ぎず而も排貨熱の冷却に伴ふて市場に於ける該品も今や之れなきに至れる現狀にして燐寸は固より其他の外國品を驅逐するに足るべき内國製造品の産出を見るに至る迄は幾多の時日と變遷とを経ざるべからず叙上の如き多大の輸入貿易は一時の感情に基く人爲作用によりて左右すべからざるは自然の趨勢なるを以て輸入貿易は減退を見ることなかるべく本邦各品の如きも漸次輸入を増加し來るべし然れども歐洲戰亂終りを告げ英獨其他諸國が再び東洋に商戰を逞ふする時機は早晚到來すべきを以て我當業者は其時機到來せざる間に牢乎不拔の販路を樹立するに努めざるべ

も拘はらず其數量云ふに足らざりしが歐洲戰亂の影響を受け激増せしことは著るしき事實なり雜貨類は市場の在荷は本邦品七、八割を占むる現狀なるにも拘はらず税關報告には雜貨の仕出國別を掲げざるを以て數字によりて説明する能はざるは遺憾なり本邦輸入品中臺灣よりの輸入に係るもの、最近三ヶ年統計を示せば左の如し

臺灣よりの輸入品三年對照表

| 品名 | 大正元年 | | 大正二年 | | 大正三年 | |
|----------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 胡麻子 | 三八八四 | 三〇八 | 一三、六五 | 一、〇三 | — | — |
| 龍眼 | 五四〇 | 三四 | 四、九〇〇 | 三四五 | 三、〇四七 | 五四一 |
| 烏龍茶 | — | — | 八 | 一六 | 二九五 | 一〇八 |
| 包種茶 | 九六、八四〇 | 四、四二七 | 二七、八七三 | 三、〇七四 | 八、五七六 | 二、七三三 |
| 錫 | — | — | — | — | — | — |
| 乾魚 | 九、六四 | 六三 | 三、七七 | 二六四 | 三、三五 | 二八一 |
| 鹹魚 | 九、〇九四 | 四六 | 一、二五 | 二七 | 四八、一六一 | 二、八三四 |
| 燐寸 | 八、六五〇 | 三〇、八二 | 一九、〇六 | 六、八七五 | 九、〇四八 | 四、八〇三 |
| 芋麻 | 九〇、九七 | 三三、三〇九 | 一三、三六五 | 三、六〇六 | 一、五三三 | 三、八 |
| フランネル | 一〇、六四〇 | 三、一六三 | 五、三五五 | 三、四六 | 一〇、三八三 | 二、六〇四 |
| 諸綿布 | 三六、二七九 | 二、〇四 | 五、九四二 | 三、五六 | 四、一七 | 三、九五〇 |
| 石炭 | — | — | — | — | — | — |
| 乾筍 | — | — | — | — | — | — |
| 其他諸品 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — | — |
| 本邦品輸入の沿革 | — | — | — | — | — | — |

からず

外國品の輸入 外國品の輸入額は年々千七、八百萬兩に達す其重なるものは云ふ迄もなく綿絲綿布にして全輸入額の三割以上を占む爾餘の諸品は雜貨にして四割以上を占め殘餘二割強は鐵製品、毛織物、各種布帛、毛綿、交織物、等の順序なり過去十年に於ける各年の輸入額を貿易總額と對比表示すれば左の如し

過去十年間外國品輸入額と貿易總額との比較表 (單位兩)

| 年次 | 外國品輸入額 | 貿易總額 |
|--------|-------------|------------|
| 明治三十八年 | 一四、七五二、六九二 | 四八、九三二、四五三 |
| 明治三十九年 | 一四、四三九、三五五 | 四四、四八一、八一 |
| 明治四十年 | 一八、三〇八、三二〇 | 四七、〇四七、四二六 |
| 明治四十一年 | 一四、五三三、九八三 | 四八、七三三、五三七 |
| 明治四十二年 | 一五、四八五、八一七 | 四九、五三〇、七六二 |
| 明治四十三年 | 一九、五七五、一三五 | 五四、〇一四、三八二 |
| 明治四十四年 | 一六、九三三、九九六 | 五三、三三六、九六 |
| 大正元年 | 一九、〇六七、三九二 | 五九、一四八、六七七 |
| 大正二年 | 二〇、六〇六、二九六 | 五三、〇〇三、九九三 |
| 大正三年 | 二七、〇〇五、五九一 | 五五、〇三五、三五六 |
| 總計 | 一七五、八一三、三六七 | 五三三、三六〇、九二 |
| 平均年額 | 一七、五八一、三三七 | 五三、三三六、〇九 |

本邦品の輸入 本邦品の輸入は燐寸を除く外所謂雜貨の名稱中に含まれ種々の輸入品あれども特記すべきものなく綿絲綿布は税關報告に日本品の欄を設けて計上せらるゝに

明かならざれども往年南支那一帶外國品の輸入は専ら香港を介して行はれしものにして之れが媒介者たりしものは在神戸支那商及歐洲航路船舶なり又香港當地間取引の媒介者は在香港支那商及ドーグラス汽船會社とす此會社は五十餘年前香港にて成功せる時計店主たる英國人の創設する所なり(現在は株式組織にして英人支那人等株主たり)往航復航とも汕頭、厦門に寄港すべき香港、淡水間、香港、安平間航路を開きたるは明治二、三年の交にして既往四十六、七年前の頃なるを以て本邦品の當地方に輸入せられし起原も亦此交ならんか然れども當時我國商工業は尙幼稚の狀態にありしを以て其貨物は少數の品種に限られしことは明かにして明治二十年代の終りを過渡期とし此時代より稍々數ふるに足るものあるに至れり三十年代の初に至りては我工業の發達及北清事變に於ける我軍の良好なる態度は自ら通商上に我を紹介したるが如く益々増加を視たるものにして大小浴布、綿絲、燐寸、綿フランネル、綿布、綿縮、洋傘等の諸品多きは十萬兩内外少なきも三、四百兩内外の輸入あるに至れり明治三十二年大阪商船會社は前記ドーグラス會社の航路と同一航路を開き一時競争せしが大阪商船が政府の補助航路たるを知りし同社は久しき競争に堪へざるを豫知して撤退したるが大阪商船の該航路開始は邦人小賣商人(蛙田萬次郎父子、柳田莊父子等當地の先著者にして賣藥及諸雜貨を地方人に紹介せり)を當地に誘ひ多少の本邦直輸入品を見るに至り本邦品は益々侵入し來りて三十七、八年日露戰役に及べり同戰役には前記小賣邦商中の引揚げて戦

地の商業に向ひたるあり又輸入本邦品も一時多少の減退を見四十二年辰丸事件に伴ふ排斥熱に多少の障害を受けしが忽ち復舊して漸次増加して大正三年に至り同年八月歐州戰亂勃發以後我商品は増加の一方なりき尙本年の排日排貨及將來に於ける豫想は既述の如し

土貨及内國品の輸出及再輸出 税關統計には土貨と内國品とを區別せざるを以て確説する能はざれども蒜、陶器、果實、柑橘、各種紙類、柿、竹及竹細工品、卵、煙草、大根、蔬菜、繩索、鐵鍋、鐵製品、魚介類、漁網、磁器、支那酒、線香、錫箔等は土產品と稱するものにして茶は臺灣産及福州産品とし豆類は滿洲及芝罘の産品たり支那酒は北支那より移入するものと瓜哇及臺灣より糖蜜及酒精を輸入して製造するものに係る其他諸品は上海方面よりの移入に係るもの多し

○土貨及内國品輸出額表

| 品名 | 數量 | 價額 |
|-------|--------|---------|
| 爆竹及煙火 | 四七五〇 | 五六〇五四 |
| 蒜 | 一三、七四五 | 一九、一三五 |
| 陶器 | 一五、六六八 | 一六三、六六三 |
| 紅茶 | 四、二八九 | 二九四、四九九 |
| 苧麻布 | 二、三九一 | 一五六、八五〇 |
| 果實 | 三、八一〇 | 一八四、〇八八 |
| 柑橘類 | 一三、七三〇 | 三六四、三〇三 |

| | | |
|---------|---------|------------|
| 紙(一等品) | 三四、三八七 | 五〇、二八二 |
| 同(二等品) | 四三、七六八 | 三五、四三三 |
| 同(神紙) | 三四、六三七 | 五五、四〇三 |
| 柿 | 一三、一五三 | 七、三九二 |
| 竹及竹細工 | 一、一八〇 | 一八、一九八〇 |
| 卵 | 三、七四八 | 二八、九二四 |
| 煙草 | 七、五〇一 | 一七〇、二四四 |
| 大根 | 五、五四二 | 五、四九〇七 |
| 蔬菜 | 二、七六九 | 三、六〇二七 |
| 繩索 | 七、四一〇 | 六〇、〇六九 |
| 落花生 | 二、四八〇 | 一〇、六八四 |
| 豆類 | 一、四〇〇 | 四、六四三 |
| 黃麻 | 一、九三二 | 一〇、五九六 |
| 粉(甘藷粉) | 一、五〇三 | 五、八、五三一 |
| 粉(其他) | 一、二、九八八 | 五、七、一六六 |
| 鐵鍋 | 一、八、四七五 | 五、九、九三七 |
| 鐵製品 | 五、二七一 | 四、九、三三 |
| 落花生油 | 三、七六二 | 四、三、四一六 |
| 其他植物性油 | 一、一三 | 一、一三 |
| 魚介類 | 一、九五五 | 五、一、九五六 |
| 漁網 | 三、三九三 | 九、八、九六九 |
| 絹紬 | 一、六〇 | 六、七、七九八 |
| 麵類 | 一、五〇六 | 六、九、六四四 |
| 磁器(粗) | 六、六、一九五 | 四、六、五、二、一六 |
| 支那服、支那靴 | 一 | 六、〇、〇六九 |

支那酒 九、〇七三
線香 一三、七九六
製藥 七、二六六
錫箔 一八、〇二九
土貨及内國品の輸出先 海峽殖民地を主とし其額三百萬兩内外にして其他暹羅、香港、佛領印度支那、蘭領東印度、印度等を重なる華客地とすれども其額次第に減少し多きは二百萬兩内外少きは四十萬兩内外なり其他英國、米國、獨逸、濠洲、佛國、諾威、加奈陀、丁抹順次之れに次ぐ而して其輸出額の最高は英の八千兩内外にして最低は丁抹の千兩内外なり

再輸出港としての汕頭 當港が再輸出港たるは一見奇異の感なきにあらざるも當港より再輸出する内國品の多くは土產品と同じく海外華僑民の需要に係り當港と華僑民所在地との關係は厦門と共に他の諸港と異なる特質にして即ち年々十萬内外の出稼移民を出し此等移民の輸送に従事する船舶の往復頻繁にして貨物運賃も亦低率なるを以て當港は内國品再輸出港たる便益を有す故に當港移入貿易は之れが再輸出を目的とするもの尠ならず

最近三年間對淡水輸出額

| 品名 | 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 |
|----|-------------|-------------|------------|
| 米 | 數量 七三、六五六 | 數量 三、七〇、二五〇 | 數量 三、五、五九九 |
| | 價額 三、七〇、二五〇 | 價額 三、五、五九九 | 價額 二、八、七六五 |

| | | | | | | |
|-------|--------|-----------|----------|---------|---------|-----------|
| 大豆 | 七、九四〇 | 三、六八四 | 五、六、三三四 | 二、五、九九 | 九、三、九七 | 四、〇、六 |
| 豆素麵 | 一 | 三、三、七九七 | 三、九、三 | 一、九、六二七 | 三、三、三五 | |
| 葉煙草 | 一、三五 | 三 | 七、六二九 | 二、三、四一三 | 一、〇、六五五 | |
| 人參 | 六、二六八 | 一、五、三三 | 二、三、五九 | 六、一、六三 | 四、三、六七 | |
| 黃麻 | 二、〇四八 | 八、五 | 二、一、七七 | 三、四、四 | 八、〇、七九 | 六、一、八五 |
| 苧麻布 | 四、四、五七 | 一、三、一五 | 六、三、五七 | 一、七、五三 | 七、五、三二 | 一、八、四、一三 |
| 苧麻(袋) | 一、七、〇 | 三、五、四 | 三、四、七〇 | 四、三 | 九、三〇 | 一、〇〇 |
| 紙類(粗) | 一 | 二、九 | 八、四 | 一 | 一 | 一 |
| 紙箔 | 二、〇、三 | 三、七〇 | 三、五 | 九 | 一、九 | 三、五 |
| 鐵鍋及釜 | 二、九、二八 | 二、〇、六二 | 二、七、〇、九四 | 三、三、九三 | 六、五、九二 | 五、五、九二 |
| 陶磁器 | 一 | 三、〇、九三 | 一 | 三、一、八二 | 一 | 二、七、七六 |
| 木材 | 一 | 一、八、八七五 | 一 | 五、一、七 | 一 | 五、八、四〇 |
| 豆糟 | 二、四〇〇 | 八、九 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 米油糟 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 其他諸品 | 一 | 二、七、六六一 | 一 | 三、九、九三 | 一 | 一、八、三、五八 |
| 計 | 一 | 三、七、五、八九三 | 一 | 三、五、七〇 | 一 | 三、〇、九、六四一 |

第三節 内國貿易

移出漸減 内國貿易は移出共漸減の趨勢に在り移入に在りては其減額記するに足らず且つ歐洲戰亂其他一時的のあり其由て來る所は移出の大宗品たる土産糖業の衰退にして其原因として數ふべきものは甘蔗の栽培法依然舊套を

墨守して改良を圖らざるを以て十分なる天然力の發揮を受くる能はざると同時に天災の對抗力貧弱なり製法も亦古來のものに改良を加へずして糖分の二、三割を逸失す結局生産費を節約する能はずして品質は固より價格に於ても外國糖と競争することを得ず之れが爲め多年來の華客地たる揚子江沿岸方面の販路は漸次外國糖の爲に蠶食せらるゝのみならず從來當地方輸入外國糖は精白二品に限られしに近年赤糖即ち土人の需要品迄も土産糖以下の低價を以て侵入しつゝあり糖業者は銳意之れが驅逐策を講ぜざるべからざるに徒に歎聲を大にして之れを啣つて過ぎずして對抗策を企圖するものあるを聞かず政府茲に觀る所あり（江西省地方糖業も之れと同様の状態にあり）獎勵に關する規則を發布し或は糖業試驗所設立の計畫を報ずるも未だ實施を見ず既往移出額多きは百萬擔少なきも五十萬擔を下らず平均八十萬擔内外此價額大約六、七百萬兩にして實に當港の移出貿易を支配し由て以て米産の不足を補足したる唯一特産品たりき此土産糖の減退は當港に取りては由々數一大事と云はざるべからず今此移出先を數量順に數ふれば上海を第一とし漢口、天津の順序に遞減し芝罘、鎮江は相伯仲す

土産糖移出額 最近十年間土産糖の移出額は左の如し

○最近十年間土産糖移出額（二擔六七兩）

| 年次 | 赤糖 | 白糖 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 明治三十八年 | 四九、九三 | 三二、四〇六 | 八〇、三三六 |
| 同 三十九年 | 三五、六一 | 三二、三四 | 五五、八四五 |
| 同 四十年 | 五七、四八七 | 三六、七四五 | 八九、二三二 |

四〇

| | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 明治四十一年 | 四八、二四四 | 三四、三三三 | 八二、五七七 |
| 同 四十二年 | 二九、〇一〇 | 一九、三三一 | 四八、三三一 |
| 同 四十三年 | 六五、八二 | 三〇、五二〇 | 八五、三三二 |
| 同 四十四年 | 八六、四三七 | 二九、八七 | 一一五、八六四 |
| 大正元年 | 七四、七四 | 三三、八六六 | 一〇八、六〇〇 |
| 同 二年 | 四四、四三六 | 一三、二〇八 | 五七、六四四 |
| 同 三年 | 三三、七三 | 一四、六八〇 | 四八、四一三 |
| 合 計 | 五、一九二、〇五五 | 二、三九四、四九〇 | 七、五八六、五四五 |
| 一ヶ年平均 | 五九、三〇六 | 三三、九四九 | 七五、六五五 |

右表によりて之れを觀るに赤糖に於ては本年の移出額を最低と云ふべからず三十九年及四十二年に比し遙に多額なるのみならず甘蔗の栽培に付ては同一地を繼續使用すべからずして三、四年毎に一回他の作物を以て之れに替ゆるを要し大正二年より三年に互り此期に際會せる耕地多きによる減額なりと云ふものあり幾分此間の消息を暗示するものと看做すを得べく且つ昨年以來の歐洲戰亂に基因する一般糖價の騰貴に連れて氣勢挽回を觀るを得べしと雖前記の衰退狀況は大に警戒を要するものに屬すべし

土産品の移出及内國品の移入 土産品の移出は砂糖を太宗とする事と前記の如く此他の諸品に付ては通商公報掲載の各年報に譲り内國品の移入に付ては米穀、豆糟及大豆類の重なるものに付之を左に表示し其他諸品に付ては移出と等しく通商公報掲載の年報に譲る

○最近十年主要三種品の移入額（單位擔）

| 年次 | 米 | 豆 | 糟 | 豆類 |
|--------|----------|----------|-----------|----|
| 明治三十八年 | 三四、二六〇 | 二二、〇九三 | 九七、一〇八 | |
| 同 三十九年 | 一、四九、〇九 | 二、六三、七九二 | 八九、〇九 | |
| 同 四十年 | 一、二七、一六三 | 一、八四、七五三 | 六五、〇二六 | |
| 同 四十一年 | 一、八三、四九九 | 二、五五、〇〇一 | 八八、五三二 | |
| 同 四十二年 | 二、〇八、三四三 | 二、八五、〇九三 | 一、〇三七、六二五 | |
| 同 四十三年 | 一、四三、一九〇 | 二、五七、三三七 | 五八、〇四〇 | |
| 同 四十四年 | 一、六三、一三〇 | 二、九四、一八三 | 六四、九四七 | |
| 大正元年 | 二、四三、九五三 | 二、九四、七二一 | 七五、九三二 | |
| 同 一年 | 七四、五〇二 | 三、〇六、五九五 | 八四、五七六 | |
| 同 二年 | 一、二〇、三八一 | 二、六八、五七七 | 五五、〇四一 | |

第四節 商習慣

商習慣は容易に局外者が之れを窺知すること能はざるのみならず在留本邦商人と雖自己の取扱に係る貨物に關して支那商と取引を重ねて始めて當該商品に關する商習慣を知るを得るに過ぎず特に當地方商習慣は他地方に比し一層複雑なるものあるが如く到底詳細を盡す能はざるを以て茲には其梗概を記述するに止めんとす

問屋間及其他各商間の取引及委託販賣口錢 問屋の取引は一般一ヶ月計算なれども砂糖問屋、木綿問屋は二ヶ月計算にして其他商人間の清算期は端午節（陰曆五月五日）中秋（同九月）節季（同十一月）なることは他地方と異ならず

委託販賣商は普通賣上代金の三分を以て其口錢とし賣掛代金に不拂のものある場合は委託販賣商の負擔とす此三分授受の例外として豆糟、米、砂糖に關する委託販賣には左

記の口錢を仕拂ふ

豆糟 百個に付四十仙、米百包に付三十仙
砂糖 百包に付四仙

此例外の外に例外あり魚商の口錢之れなり詳細は漁業の章に述べたるが如し

各商特種習慣 使用斤量は二十貫を以て百斤とし（二百匁一斤）相場は此百斤を以て標準を定む賣買濟となりし物品代金は其契約濟の日より起算し三十日目に全代金の半額を授受し殘金の半額は其後十五日目に授受し殘餘を其後の十五日目に授受す三回六十日を以て賣買取引の履行を終了す

（イ）砂糖商 砂糖商の取引には外國糖と土産糖とにより區別あり外國糖取引期は舊曆一、二、三月及七、八、九、十月にして土産糖は舊曆一月より六月迄の間にして其内一、二、三の三ヶ月最も盛なり使用斤量建値にも亦區別あり内地糖に用ゆるものは糖針と稱し普通に使用せらるゝ司馬秤と異なる即ち司馬秤八百封度に對する七十五斤の割なれども此糖針は百封度に對する五十八斤の割合なり是れを以て内地糖の値段は糖針五十八斤を標準とし外國糖の値段は司馬秤百六十匁を一斤とする百斤を標準とす

（ロ）隣寸商 隣寸取引には特記すべきものなしと雖代金仕拂期は通例現品授受後三十日拂とし現金取引は一般に賣價の九掛け即ち一割引とす支那商人間には祭祀派割と稱し町内の祭典費として每箱六仙づゝ賣主より會館へ納むべき規約あり

(一)綿絲商 該商にも特記に足るものなきが賣掛代金は概ね三ヶ月後又は六ヶ月後拂を普通とす尤も是等仕拂期限は各自の契約によりて短縮するを得るものとす

(二)魚商 漁業の章に述べしを以て之れを略す

第五節 商業會議所

我商業會議所に相當すべきものに商務總會なるものあり明治三十七、八年頃の創設に係り重なる實業家より成る逐年整頓し今日に在りては完備せる公共團體たるに至れり其役員としては我會長に相當する總理、副會長たる協理及坐辦即ち委員二人を重なる職員とし會計庶務等を擔任する書記若干を以て組織す其目的は即ち同業者間の連絡を圖り商業上の智識を啓發し見聞を擴め公益を維持し商人間の紛議に際し仲裁人となり和解をなさせ農工商の事情を調査し政府の諮問に對して意見を開陳する等なり會議は常會、特會及年會の三種あり特會は名の如く特別事件の爲に集する會議にして最近救國儲金に關して再三之れを開催せしことあり有資力者を網羅する團體なるを以て其勢力は獨り商事に止らず一般人民を左右する輿論の喚起に一大勢力を有し或る事項に對する其決議は却て官憲が告示等の形式によりて發する命令以上の效力を有する場合あり現在の議員數は五十六人にして澄海縣人最も多く半數以上を占む之れに次ぐは潮安縣人にして十六名他は普寧、潮陽、揭陽の諸縣人とす梅縣人に至りては唯一名に過ぎず目下總理は蔡理義にして明南と號す澄海縣人にして泰安銀莊の股東なり潮安、潮陽、揭陽、梅縣、澄海(城)等各縣に分會を有す

べしと雖投機的銀莊の發生を豫防する等一般金融界の爲に萬全の方法たるべし業主、支配人以下の從業者等左の如し
一東主 東主は店主即ち代表者にして我頭取に相當す各莊必ず一東主あり銀莊によりては家長を兼ね
二家長 家長は我支配人にして東主に代りて業務を執行す多くの銀莊には必ず一家長を置く
三幫理 我副支配人に相當し家長を補佐す重なる銀莊には必ず之れを置く
四使用人

(イ)出街 外勤員即ち仲買人にして規模の大小に従ひ二人乃至四人を置く
(ロ)賑櫃 計算方なり店務の大小に應じ二人乃至三人を置く

(ハ)管銀 出納方にして銀貨、證書等の眞偽を鑑定す業務の繁閑に従ひ三人乃至四人を置く

(ニ)打什務 雜務方にして四名は一般的員數なり

(ホ)茶房 給仕人なり其三人は普通定員なり
營業 滙兌即ち爲替、預金貸付等なり

一滙兌 我爲替にして一國內に於て爲替關係を見ること蓋し支那以外稀有の現象たるべし支那各地の通貨を異にするとは何人も知る所にして各港相互間に在りても沿岸貿易税の附加せらるるありて各地相互の經濟狀態は各相獨立して毫も別國と異らず取引關係は即外國貿易と同様の狀態に在りて北部支那及揚子江流域各取引地との間に爲替關係を生ずること外國に對すると異ならず而して之れ等各地と

第十五章 銀行及類似機關

當地に於て銀行業務を取扱ふものに銀行と稱するもの及銀行の名稱を有せざるもの、二種あり前者は共和施政以來の設立に係り二行を數ふるのみ一は中國銀行にして一は大正四年九月の設立に係る殖邊銀行とす共に北京に於けるもの、支店にして何れも行務閑散なるが如し本章には銀莊及其他の類似機關に付て記述することとし二銀行に付ては之れを省略せり類似機關は客批館(一に信局と稱するも當地にては主として此語を用ゆ)、毫子店、當舖(餉舖、押當等を含む)等なり外國銀行としては我臺灣銀行支店が一般銀行業務を取扱ふ外德記、太古等の各外國商が香港、上海銀行、印度支那銀行等の代辦行務として僅少の仕拂爲替を取扱ふものあるに過ぎず以下順次細説せん

第一節 銀莊

銀莊は我銀行にして今より十六、七年前には僅々十餘軒なりしが貿易の發展に伴ひ漸次増加して今や二十餘莊を算するに至れり其組織其他左の如し
組織 個人經營のものに有發莊なるものありしが兩三年前閉業し現在のもは全部組合組織なり組合員の多くは親族、姻戚、親友等にして團結力鞏固なり設立に關しては法規命令等の準據を要するものなく専ら舊慣によるものにして第三者に對抗し得る效力即ち登記制度に代るべきものは銀莊組合の加入に在りてす而かも組合の加入は組合銀莊全部の賛成を得ざるべからずして最難事なりとす是れ信用を重ざるの極に出でたるものにして或は一の弊害たる場合ある

の爲替は上海に宛て相場を切り更に各地に宛て相場を切り之れが賣買をなす其他暹羅、安南、日本等に對する爲替は香港に宛て、瓜哇、スマトラ等に對する爲替は新嘉坡に宛て相場を切り更に各地に宛て相場を切り賣買するものとす
滙票の取扱 滙票も亦爲替にして南洋出稼移民の送金爲替を總稱す即客批館の依頼により香港爲替仲繼店宛電信爲替若くは同地外國銀行宛爲替手形を買取り客批館の爲に汕頭香港爲替の融通をなし又客批館に對し爲替買付條件として資金の前貸を行ひ金融の便を計る右の如く出稼移民の送金爲替が香港宛たるは南洋に於ける外國銀行は當地に支店を有せず代理店ありて直接爲替の取組をなし得るも汕頭、香港間に於ける爲替は決済殊に不便なるにより特別の場合を除く外は成るべく香港宛爲替を取組み汕頭宛直接爲替を取組まざるによる

因に直接振宛滙票の仕拂をなす銀行其他代理店等を記せば左の如し

在汕頭取扱店

委 托 銀 行

タイト商會

香港上海銀行、有利銀行

元興洋行

和蘭銀行、獨亞銀行

臺灣銀行

查打銀行

光益裕銀莊

新嘉坡四海銀行

資本金は少なきは三萬元多きも二十萬元に過ぎず

二存款 預金を稱して存款と云ふ來往と期限とに區別せられ前者は當座勘定を意味し之れに來往存と來往缺との二あり來往存は當座預金にして來往缺は當座貸越なり期限存

款は即ち定期預金にして普通四ヶ月なるも六ヶ月又は一年に互る長期のものあり

利息は他の地方と趣を異にして定期預金の利息は預金當時銀莊と預金者との約束によるも當座預金及當座貸越に對する利息は毎月二十八日各銀莊家長が滙兌公所（銀莊集會所）に集合し投票によりて平均率を算出して之れを定むるの形式なるが多くは座長（家長の互選による）の意に一任して定むるを常とす此利息を公議利息と稱し公表すと雖企業者との間に於ける來往存缺に對する利息は必ず之れによらざるべからざる外一の標準たるに止り之れを高低するは各莊の自由なり

三放款 貸出金なり全部信用貸にして擔保貸付金は稀なり其由來する所信用を重んずるに在りて擔保提供による貸借は相互に於て之れを恥辱となすの習慣より出でたるものとす期限は一ヶ月、四ヶ月等あるも四ヶ月期のもの最も普通にして其利息も四ヶ月期のもの標準とす得意先の信用程度金融狀況の如何によりて高低あるも來往存缺の公議利息と大差なきも普通二厘内外高率なるを常とす

本邦銀行と異なる諸點 左の如し

一手形割引 貨物賣却の後直に代金を仕拂ふか或は一定の節季及其他特約期限に現金の仕拂をなす外約束手形の如きものの利用せられざる商取引の現狀なるを以て銀行業として之れが手形割引に類する營業目なし

二紙幣發行 銀票と稱する一覽拂手形にして一の信用證券と云ふべき紙幣を發行す何等法律の制裁なく各莊の自由

の利にして請求者に不利なる場合多し故に此種小額請求者は極めて少數なると同時に銀票の流通力を増すの因たるものとす

手形交換所 手形交換所又は之れと異名同質のものなきも之れに類するものに銀票交換所（假に交換所と呼ぶ）あり一定の場所を有せず各莊順番に交換所となる銀票は之れを發行したる銀莊に提示し額面に相當する通用銀の仕拂を請求す銀莊は其小額の請求に對しては直に仕拂をなすも一時に巨額の引換請求に逢はんか一日又は二日の仕拂猶豫を求むるを常とし之れが爲に信用を毀損することなし其交換方法は光緒二十三年銀莊組合に於て約定したる銀莊公章程によるものにして各銀莊の受入れたる銀票は毎日午前九時より交換所（順番該當の銀莊）に集合し區分表を添へて提出す交換所銀莊は一々之れを受取り更に表を作り各莊間の出入を明瞭ならしめ各莊の債權債務を按配し以て双方協議決済に便ならしめ銀莊相互の計算に入るの順序なり即甲莊は乙莊に交換尻の借あり雜銀返濟都合惡しきに於ては交換日歩を協定し相當期間内交換の猶豫を請ふことを得普通は午後四時迄に雜銀を調べ自家銀票と引換へ仕拂ふ義務あるも便宜上交換利息を仕拂ひ猶求するを例とするが如し

○銀莊一覽表（單位油銀千元）

Table with columns for bank names (e.g., 嘉發, 增興), capital, and agents. Includes sub-headers for Hong Kong, Shanghai, and oil bank branches.

發行法によるものなるを以て固より準備銀の顧慮を要せず其發行高の多少は預金高の多寡と同様に銀莊家長の手腕如何に存す之れ等紙幣の中小額面のもの各人の懷中に轉帳相流通し市街を出て、僻陬に入るもの龍銀と交換せらるゝ位に過ぎず多額面ものは大取引に用ひられ其結果銀莊相互間の取引關係を生じ各銀莊間決済の用具となり其差額に對しても利息を附し貸借關係の生ずるより通用銀又は龍銀との交換比較的少なし隨て銀票の準備銀は各莊とも多額に達せざるが如し流通區域發行高等左の如し

(イ)流通區域 銀票流通區域は汕頭市内に止るも太古銀莊の如きは潮州、揭陽等に支店を置き滙安、增興等は是等各都市に取引店を置き交換其他に便するを以て是等銀莊の銀票は前記各都市にも流通す

(ヨ)發行高 各莊之れを秘して發表せざるを以て確數を知ることを不可能なるが銀莊交換高及當地金融狀況より稽查するに百五十萬元内外にして汕頭以外各都市の流通高を合するときは優に二百五十萬元を算すべし

(ハ)銀票の交換 請求者の提供する銀票に相當する重量の通用銀を交付して兌換をなすものなるが當市場通用銀（詳細は貨幣の章參照）は支那各省銀貨、南米、中米其他各國の龍銀等の刻印甚だしく一定の形體を失へるものなるを以て若し小額の銀票交換を請求するものが是等の銀を交付せられんか之れを以て直に市場に通用するを得ざるが故に己むを得ず當日の相場により龍銀又は小銀貨による引換を請求するに至る是を以て小額の銀票交換は多くは銀莊

Table listing various banks and their agents, including names like 滙安, 同吉, 泰安, etc., and their respective agents and capital amounts.

第二節 外國銀行

外國銀行は臺灣銀行支店を除く外一般銀行業務を取扱ふものなく移民爲替の仕拂を取扱ふ一、二代理店あるに過ぎず其店名業務等銀莊の項に述べたるを以て茲に之れを省略し臺灣銀行支店に付聊か記述する所あらんとす

臺灣銀行は明治四十年始めて出張所を置き既述の銀莊間に介在して諸多の困難を嘗め鋭意業務に精勵し漸次に信用を擴め明治四十四年第一革命に際して海關官金の取扱をなすに至り茲に愈々信用を博し大正三年歐洲戰亂の勃發の影響せる當地金融界の恐慌當時は各銀莊の取付行はれ一、二銀莊の閉店其他行員の莊金持逃事件等相次で起りたるに連れ同銀行も亦取付に逢ひしが資金を準備し悠然之れが引換に應ぜし爲め取付は中途に於て取付者自ら之れを見合はずの好氣配に代り不斷十分の準備銀ある大銀行たることを信ぜしむる動機となり愈々信用を厚うせり支店の登記をなせしは大正元年十月にして目下の行員は支店長以下六名雇員二名なり管銀以下支那人數名を使用す一ヶ年平均諸勘定受拂總額七千四、五百元に入れり

汕票發行高左の如し

●汕票發行以來各半期間發行還收高 (單位元)

| 期別 | 發行高 | 還收高 | 期末流通高 |
|----------|---------|---------|--------|
| 大正二年下半年期 | 九三,五〇〇 | 八六,一〇六 | 五三,四三九 |
| 大正三年上半年期 | 三〇〇,五〇〇 | 二九三,三八五 | 七九,二二五 |
| 大正三年下半年期 | 四三〇,三〇〇 | 四三六,七六七 | 三三,四三三 |

龍銀票は出張所設置と同時に厦門支店發行の銀票を平價を以て引換へ次で同票表面に汕頭の捺印を施し使用を試みしに初まる當初は流通面白からず受收を拒むもの多かりしが同行及日本郵便局に於て説明を加へて漸次拂渡すと共に同行に於ては交換法を便にしたる爲め多少の流通を見るに至り明治四十一年上半年期に至りて之れが流通高を増加する

三割の割合なりと云ふ是等諸店の中汕票を發行し居るもの十四軒あり増豐、允安、信安、毅昌、怡盛、常興、常豐太、南興、仰發、三峰、德茂成、南大利通、元通外一店とす銀票の種類は一元のものゝみに限らる

第四節 當舖餉舖、押當

當舖、餉舖、押當等何れも質屋を營業とするものにして當舖は大資本のものを稱し餉舖は其資本當舖に亞ぐものを稱し更に小規模のものを押當舖と唱ふ押當舖は五十元以上の貸付をなさず餉舖の貸出は百七、八十元を限りとし之れより以上の高額貸出を取扱ふものは當舖に限らる質物は金銀及其細工品と衣類其他雜品とを區別して利息を定む前者は一元に付二仙、後者は一元に付三仙五厘にして期限は百圓迄のもの三十六ヶ月、百圓以上ものは十八ヶ月を限りとす而して百元以上のものは其利息二割乃至三割を減ずる習慣なり

質物に對する貸金額の割合は金細工品の純金なる場合は一定價の二分一を貸付す一定價とは質店を通じて一定せる取扱純金細工品の價格にして技の巧拙を問はず一匁五元とす(目下市場純金價格は一匁六元四、五十仙なるが之れには關せず)其他諸品は質屋の評定による時價の三分一を貸付くるを例とす現在大小諸店を併せて八、九軒を出でず

第十六章 貨幣

汕頭に於ける通貨の複雑なることは他の各省に優りて更に甚だしきが如し例せば兩なるものに已に三種類あり元(若くは弗と稱す)の呼稱にも龍銀、汕頭及小銀貨の別あり

傾向ありたる矢先辰丸事件の廣東非買同盟の影響を蒙りて抄々しからざりしが其下半年に入り流通の圓滑を見たるを以て明治四十二年一月より同行銀票の獨立を見るに至り遂に今日の如き盛況を贏ち得たり發行高左の如し

●龍銀票發行還收高 (單位元)

| 期別 | 發行高 | 還收高 | 期末流通高 | 備考 |
|------------|---------|---------|-------|-------|
| 明治四十年下半年期 | 五四,三三六 | 四八,七一 | 五六,一五 | 門銀票使用 |
| 同 四十一年上半年期 | 六二,三七七 | 五五,四九九 | 九九,三八 | 同 |
| 同 下半年期 | 七九,八三三 | 七二,五五 | 八三,〇八 | 同 |
| 同 四十二年上半年期 | 二〇八,〇二 | 一九五,一九一 | 二八三 | 獨立銀行 |
| 同 下半年期 | 三四五,四九三 | 三四八,二〇四 | 一,一〇 | 同 |
| 同 四十三年上半年期 | 三三三,三六六 | 三三三,九三五 | 九四七 | 同 |
| 同 下半年期 | 三五〇,〇〇六 | 三三三,三五 | 六一三 | 同 |
| 同 四十四年上半期 | 二八,一〇三 | 二八,六二七 | 七五八 | 同 |
| 同 下半年期 | 三五,三三三 | 三五,六九五 | 七五八 | 同 |
| 大正元年上半年期 | 五三六,一六五 | 五二五,六二七 | 一,七五 | 同 |
| 同 下半年期 | 六六,八三二 | 六二,〇二 | 三,七〇 | 同 |
| 同 二年上半年期 | 一〇七,七〇一 | 一〇三,三四六 | 二五,四 | 同 |
| 同 下半年期 | 六四,九三四 | 六三,三五二 | 五九九 | 同 |
| 同 三年上半年期 | 二〇九,二四一 | 二七,九六三 | 二〇八 | 同 |
| 同 下半年期 | 一八五,八四一 | 一七五,五六〇 | 三,八 | 同 |

第三節 毫子店(又は收找店)

毫子店は兩替店にして總計二十餘に達す南洋よりの歸來者が携帶せる各地貨幣の兩替をなす是等各店南洋紙幣一ヶ月交換高は約七萬元に達し此内新嘉坡紙幣四割、暹羅紙幣

て其値各々相同じからず又龍銀と稱するものには數種類の硬貨と一覽拂手形たる一種の紙幣あり何れの貨幣が市場價格の標準たるべきや何貨が高値にして何貨が之れに亞ぐものなるやは當初一應の智識を得て一般を了解し更に細密に入りて稽ふるときは再び疑問を生じ三度研究して始めて各貨の關係を知得すべし

兩の三種の稱呼は直平、海關、庫平兩即ち之れなるが硬貨に至りては十數種を數へざるを得ず即ち左の如し

- (一)龍銀 日本圓銀、新墨銀、舊墨銀、佛ビヤストル銀、新嘉坡銀、比律賓ペソ銀
- (二)通用銀 吉林、奉天、湖北、安徽、江南等各省鑄造の大銀貨、ペソ銀、祕露、智利、グワテマラ、サンサルヴァドル等の銀貨並に刻印無數なる墨銀、龍銀、香港銀等にして一に雜銀と云ひ又七兌銀とも稱す
- (三)小銀貨 廣東單毫(十仙銀貨)、廣東雙毫(二十仙銀貨)、香港單毫、香港雙毫、
- (四)銅貨 香港銅貨、各省銅貨(何れも一仙銅貨にして市場相場通例小銀貨の七厘)
- (五)足淨錢 (各省に在る彼の一厘錢即文錢)

軟貨には二種あるのみ七兌銀票(俗に汕票と云ふ)龍銀票之れなり

叙上の如く錯雜せる通貨は通例用途に區別を生ず即ち左の如し

- (一)卸賣、倉敷料、保險料等には七兌銀
- (二)前項の例外として德記、怡和、太古、元興、三達(メ

タンダード石油會社)の各洋行は七二七元勘定を用ふ

(三)外國人取引の一部には龍銀及銀票

(四)下級商民の小取引には銅貨、小銀貨、足淨錢

(五)税關税金には海關兩に準り龍銀

(六)租税其他官衙手數料は庫平兩に準り龍銀を用ふ

(七)日本郵便局の爲替貯金受拂には日本金の外龍銀を用ひ(受拂相場により)補助貨として小銀貨、銅貨、足淨錢を補足す

(八)龍銀使用普通人 外國人及外國人との日用取引商

(九)油銀使用普通人 一般支那人

右區別は制限せられたるものにあらざることを勿論にして外國人は油銀を使用するを得ずと解すべからず其他各項亦之れに同じ要するに實際の取引上より觀察せる重なる常習を概括的に區分したるものに過ぎず又第七項記述の日本金貨(紙幣及補助貨を主とす)は當地に於て通用せざるも本邦歸來各國人の手より郵便切手、爲替、引換小包等の受入金として郵便局に入り來るものにして本邦人の歸國者が貯金の拂戻又は爲替の仕拂金として請求携行するの便あり

以下兩の種類其他細説を叙述せん

第一節 兩の種類及比較

兩は目方なり斤量の稱呼なり故に此種類は秤の種類と同様なり例へば直平兩と稱するときは直平秤を以て秤量したる銀貨の重量にして價格の單位を表はす稱呼たり兩の種類は左の如くにして其使用範圍は各項説明する所の如し

直平兩 銀莊及一般商家によりて使用せられ七兌直平兩

とも稱す商家銀莊相互貸借の決済をなすには七兌銀(通用銀、雜銀とも稱す)を直平秤により秤量して之れを授受するを以てなり其純分は五百二十「グレイン」二四七六なり

海關兩及庫平兩 海關兩は汕頭潮海關並に常關輸出入諸税金及諸手數料に用ひらるる名稱にして庫平兩は前記常關を除く諸官衙の出納殊に租税其他の上納金に用ひらるる名稱たり孰れも空稱にして代表貨あるにあらず實際に用ひらるる貨幣は龍銀なり其純分前者は五百八十三「グレイン」三、後者は五百七十三「グレイン」九なり

各種兩を比較するに海關兩は直平百十二兩一錢一分に庫平百兩は直平百十兩三錢に等しく海關兩は庫平百一兩二錢八分となる

第二節 硬貨の種類及價格

龍銀 日本圓銀以下數種類あること既述の如し龍銀の名稱は元が日本圓銀の雙龍を鑄出しあるに出づ爾來此名稱は市場に同値を有する凡ての外國一弗銀に轉用せられ新舊墨銀、佛ビヤストル銀、新嘉坡銀、比律賓銀等をも總稱して龍銀と呼ぶに至れり蓋し廣義の龍銀なり狹義の龍銀即日本圓銀は雙龍徽章のある所より支那一般商民の嗜好に投じ出稼移民の郷里に齎すものは之れを第一の實銀として選み取るの状況なり廣義龍銀中墨銀(殊に舊墨銀)は品位重量並に首位に在り其千弗の直平秤による重量は七百二十五兩六錢にして汕頭通用銀と比較するに墨銀九百六十四元七十仙は油銀千元と同價なるに拘はらず市場流通の度良好ならず土人の信用も亦宜しからずして市場價格は却て日本圓銀

に比し千元に付一元乃至二元安値なり(大取引の場合に限る)小賣數十元の取引には同値なり)其他の各龍銀の市場價格は互に相伯仲するが如し

汕頭通用銀(單に通用銀、雜銀、汕頭とも云ふ) 本章の初頭に記せるが如き種々雜多の銀貨にしてチョップ甚だしく始ど原形を有せずして恰も木耳を摸造せるが如く一の銀塊と云ふを得べし是等各貨は一塊一元に通用するにあらず秤量の媒介によりて取引さるるものに屬す而かも之れに通用銀の名稱を付するは當市場七兌直平銀の基礎たるに由來す即ち各銀莊の發行する銀票は之れによりて兌換せらるるものとす此銀票は元を單位に唱へ其千元は此通用銀を直平秤によりて秤量せる七百兩たり

小銀貨 市場に流通せる小銀貨は五仙、十仙、二十仙の三種を數ふ五仙銀貨は香港貨に限られ十仙銀貨、二十仙銀貨は香港貨及廣東鑄造貨なり是等各小銀貨は一般細小取引に用ひられ性質上補助貨たるが如きも月々の相場によりて大銀貨との交換價格を生じ一元(龍銀)に對し五仙乃至七、八仙の打歩を付して取引せらるるを普通とし補助貨の地位に在るものと云ふべからず其受拂上にも法定の制限なきは固より慣習上にも制限なきが如し市場に流通するものは廣東省小銀貨最多にして香港小銀貨之れに亞ぎ湖北、江南等の小銀貨あるも極めて尠なし品位は香港貨を首位とし廣東貨之れに亞ぎ其他は總じて第三位に在り

銅貨 我一錢銅貨と等大なり各省鑄造のもの多く香港、ボルネオ、印度支那等のものもあり總て同値なるも是等外

國貨は極めて尠なし數年前の相場十一文を最高とし九文、八文を唱へたりしが近年益々下落し來りて七文を普通とす即ち足淨錢七枚(七厘)と交換せらるる但し此相場の變動は頻劇ならず

足淨錢 即ち文錢は其大小品位千差萬別にして其流通は殆ど下級細民間に限らる此階級者以上に轉帳せらるること尠なし潮汕鐵路公司の如きは該錢の受入を拒絶せり是れ亦相場あるも其變動は極めて尠なし

金塊及金貨 足赤金、叩金、八九金、七二金、毫金等は油頭通貨にあらざるも銀莊間取引せらるる足赤金は純金、叩金は新嘉坡金、八九金は品位八百九十位の金塊、七二金は品位七百二十位の金塊たり毫金とは英貨一磅金貨にして其形體毫子(小銀貨)に髣髴たるを以て稱す

第三節 軟貨

七兌直平銀票 市場硬貨の在りは取引價額授受の需要を充たすに足らざるのみならず一々秤量の媒介によりて受授することは頻繁なる商取引の煩累に堪えざる所なるを以て各銀莊は七兌庫平銀票を發行して現銀の不足を融和し兼て取引を敏活ならしむ此銀票は一覽拂手形にして請求次第通用銀と交換せらるべき信用證券たり種類は最低一元にして以上五元、十元、二十元、二十五元、三十五元、五十元、百元、二百元の九種あり形式は銀莊によりて異なるも大體は大差なし即ち形體と印刷の模様とは殆ど同様にして幅三寸五分縦七寸五分なり印刷は上部三分の二の處に横に銀莊名を表はし其下部に「取七兌直平何元正」の文字を示し銀莊名

の印額を押捺し裝飾も多くは草、花、鳥を模様とす表面には英文を以て Promises to pay the bearer on demand Ten dollars (Seven Taels) at its office here or the equivalent currency of the Port Value received と印示せるもの少なからず

龍銀票 臺灣銀行に於て發行するものに限らる該票に付ては油票と共に銀行の章に述べたるを以て茲に之れを省略す

第四節 銀票と龍銀との關係

銀票によりて代表せらるる貨幣は直平七百兩を以て千元とする七兌直平銀(通用銀)なることは既述の如く而して油銀は龍銀に對して常に打歩即ち當地に所謂出水を生ず此出水は明治三十九年頃僅々三元内外なりしが銀貨の需要多きと七兌直平銀の下落とにより益々高調となり近來二十三、四元を唱ふるに至れり今此出水二十八元五十仙なる場合に油銀千元を以て幾何の龍銀を買取り得べきやを説かんに油銀千元は直平七百兩にして龍銀千元は實量七百二十三兩二錢なるが故に油銀千元は $\frac{700.0}{723.2} = 967.92$ 龍銀なる反比算法によりて龍銀九百六十七元九十二仙となる然るに前記の出水あるを以て $\frac{723.2}{1,000.0} \times 28.50 = 28.50 \times 1.2 = 20.52$ を附加へたる直平兩額即ち $723.2 + 20.52 = 743.72$ を以て龍銀千弗の相場とす即

出水 $\times 72 +$ 龍銀實量 = 龍銀千元の兩 = 743.72
 油銀千元 = 直平兩 700
 $\therefore \frac{700.00}{743.72} = 941.21 =$ 油銀千元に均しき龍銀

となり油頭千元を以て龍銀九百四十一元二十一仙を買付くことを得然れども此出水を以て表示するは中間標準相場にして實際賣買相場は右より上下に一兩乃至二兩を開くことあり賣買相場の一例を示さん

賣相場七百四十五兩 千元標準相場なるを以て
 $\frac{745}{700} = 1.064 \frac{38}{100}$ により龍銀千元に付油銀千六十四元二十八仙となる

買相場七百四十一兩 $\frac{741}{700} = 1.058 \frac{57}{100}$ にして龍銀千弗に付油銀千五十八元五十七仙となる

本章初頭に記述せる各外國商の用ゆる七二七兌勘定は此の相場を云ふものにして $\frac{727}{700} = 1.037 \frac{50}{100}$ なる算式によるものとす

第五節 金銀塊貨の集數

當港は廣潤なる輿地の吞吐港として内外各地に幾多の取引港を有すること既述の如くにして又内外貿易の決済は共に爲替作用によること亦既述せる所なるが市場現銀の需要に對する供給の不足によりて香港、上海其他各港より金銀貨塊を移輸入し或は其移輸入の過剩其他の關係より右等各港に移輸出せらるることあり此場合に於ける金銀貨塊の移輸出は貿易決済上の輸送たるものあるも又普通貨物と同様賣買移輸出せらるるものあり而して金貨塊は極めて少額なるも銀貨塊の出入は其額多く之れが計數を知らんことは實益なしとせざるを以て左に十年間の銀貨塊出入を表示すべし

最近十年間汕頭港銀塊及銀貨出入表

| 年次 | 地名 | 銀塊 | | 銀貨 | |
|-----------|-------|----|-----------|--------|----------|
| | | 出 | 入 | 出 | 入 |
| 同 三 十 九 年 | 香港、澳門 | | 三五〇、一三〇 | | 二九、四三八 |
| | 海峽殖民地 | | 二四三、六一九 | | 一、三〇九 |
| | 日本 | | | | 三三、〇九二 |
| | 計 | | 三、七九三、七四九 | | 三〇、二八三九 |
| | 廈門 | | 三〇六、九三一 | | 七、〇六五 |
| | 福州 | | 二四、八一八 | | 四、一五六 |
| | 天津 | | | | 六九 |
| | 上海 | | | | 四三 |
| | 汕頭 | | 八、〇〇〇 | | 五、七四九 |
| | 計 | | 一、二四、八一八 | | 五、六〇三 |
| | 合計 | | 八、〇〇〇 | 六二、四一一 | 二二、八五一 |
| 同 三 十 九 年 | 香港、澳門 | | 八、〇〇〇 | | 三、五九〇 |
| | 海峽殖民地 | | 二、一七五、七五 | | 三、九八七四 |
| | 日本 | | 一、五七、七四九 | | 六三、九二九 |
| | 計 | | 三、七五、三三四 | | 四、五九、八〇三 |
| | 廈門 | | 一、五六、〇〇四 | | 一、四〇、三七 |
| | 福州 | | 四九、一四八 | | 二、六二八 |
| | 天津 | | | | 二、二一、〇五 |
| | 上海 | | 四、八、〇〇〇 | | 六、五、〇六 |
| | 計 | | 一、六六、六四 | | 二、二一、〇五 |
| | 合計 | | 八、〇〇〇 | 六二、四一一 | 二二、八五一 |

| 年次 | 地名 | 銀塊 | | 銀貨 | |
|---------|-------|----|------------|-----------|--------------|
| | | 出 | 入 | 出 | 入 |
| 同 十 四 年 | 香港、澳門 | | 四八、〇〇〇 | | 四〇、九、二六六 |
| | 海峽殖民地 | | 四八、〇〇〇 | | 三、六八七、六九〇 |
| | 日本 | | | | 三、八三三、七五三 |
| | 計 | | 三、八三三、七五三 | | 八〇、九、一九六 |
| | 廈門 | | 一、五、四九六 | | 三、九、二七 |
| | 福州 | | 八、四、八四九 | | 一、一、四四八 |
| | 天津 | | | | 一、七、八六九 |
| | 上海 | | 四、〇、九一二 | | 八、二、四、五七一 |
| | 汕頭 | | 六、七、〇〇 | | 一、五、八、〇五六 |
| | 計 | | 三、〇、〇〇 | | 八、二、三、三八 |
| | 合計 | | 三、四、二、八二〇 | 一、三、〇、〇一一 | 四、九、九、六六四 |
| 同 十 四 年 | 香港、澳門 | | 三、五、三、五二〇 | | 一、〇、五、五、九〇四 |
| | 海峽殖民地 | | 三、五、三、五二〇 | | 一、一、六、七、八八七 |
| | 日本 | | 五、一、四、七、四六 | | 一、九、九、二、四、五八 |
| | 計 | | 二、二、二、〇、一三 | | 一、〇、八、九、一、五四 |
| | 廈門 | | 一、二、一、七、一 | | 五、〇、三、七、〇九 |
| | 福州 | | 三、三、六、九一 | | 三、三、五、〇 |
| | 天津 | | 二、七、六、二三八 | | 一、〇、九、三、五〇四 |
| | 上海 | | 九、七、四、五一 | | 二、二、九、三 |
| | 汕頭 | | 二、五、五、六四 | | 一、六、〇、九七 |
| | 計 | | 一、三、一、〇〇 | | 一、六、〇、九七 |
| | 合計 | | 三、五、三、五二〇 | 一、三、〇、〇一一 | 四、九、九、六六四 |

(甲)司馬秤 廣平秤千分九百九十八に相當す
十六兩を一斤とし其七十五斤は百封度に當る普通一
般に使用せらる

肉類、魚類、野菜類、果物類は此秤量の十五兩を以
て一斤とす

(乙)正油針秤 司馬秤の二十兩八分を以て一斤とし專
ら砂糖を秤量するに用ひらる其五十八斤は百封度に
相當す

右は木製桿秤の大別なるが各秤とも五斤秤、三十斤秤、百
斤秤等にして大取引即ち問屋使用に充てらるゝものは概近
封度秤を使用するに至り近來此大秤は殆ど使用せず三十斤
以下のものに限らるゝを以て小賣商人専用たるの觀あり價
格は最低即ち五斤秤のもの十五仙内外より最大秤三元に至
る間に於て各々差等あり而して此各種秤は市場に最も有り
觸れたるものなるが註文次第何斤のものにても製造に應ず
と云ふ

二斗量 斗量は之れを使用するもの極めて稀にして雜糧
小賣に用ひらるゝ自家製造品に係り市場に賣品の陳列せら
るゝものなし各種穀類の標準相場も斤量によりて建てらる
ゝを以て我白米の小賣に於けるが如く一石の標準相場によ
りて一升の相場を算すると大に其趣を異にし一定の斤量に
相當する如く之れを製作するものにて升一杯は何斤たるこ
とを定めて使用するものなり蓋し秤量代用器にして竹筒製
品のみ其種類は二種にして左の如し

(イ)正府斗 二十筒の量司馬秤 約十七斤

(ロ)正海斗 二十一筒の量司馬秤 約十八斤

三、尺度 物指の種類は六種を數ふ即ち左の如し

(イ)官尺 我曲尺一尺二寸六分

(ロ)正排尺 同 一尺二寸三分五厘

(ハ)排錢尺 同 一尺二寸三分二厘

(ニ)油頭尺 同 一尺六分五厘

(ホ)木尺 同 九寸五分

(ヘ)廣東尺 同 鯨尺一尺

前記各種は凡て一尺指にして二尺指のものは皆無なり我
尺度との比較は上記の如く我曲尺に比して二寸以上を越ゆ
るもの多きも廣く使用せらるるものは油頭尺にして廣東尺
之れに亞ぎ孰れも竹製及木製(棒狀丸身の儘)に分たる價格
は一本十仙乃至十五、六仙なり本品の製造販賣に従事する
ものは合興、協順、財順の三戸のみ

四、權衡器の製作材料 本器の製造販賣せらるゝものは
桿秤の一種にして之れに要する用材は紅木、梗木の二種な
るが共に暹羅産品にして同地より輸入せらる

五、反別 反別は畝を單位とし其面積二百四十弓なり一
弓は官尺五平方尺とす一弓と我一坪との比は三千九百六十
九平方寸に對する三千六百平方寸にして差引三百六十九平
方寸即ち約十分一となり而して田畑宅地等の官憲に登録せ
らるゝものは在來の地契に記せる計數を其儘採用せしもの
に係り地契に記入せる計數は父祖傳來の儘なるを以て現地
測量を行はんか著るしき誤差を發見するに至らん

六、里程 里程の單位稱呼は我と同じく里を用ふ一里の

長さは官尺二尺を一步とする千歩にして二千尺なる此六倍
は一萬二尺にして我一里の尺數は一萬二千九百六十尺なる
が我曲尺は官尺よる短きこと既述の如くなるを以て支那六
里は大約我一里なり因に云ふ各地主要都邑間の里程は未だ
嘗て實測せられたることなく土人の口碑に傳へらるゝある
のみ

第十八章 風俗

風俗に關しては衣食住及婚姻葬儀其他に分ちて其大要を
叙説すべし

第一節 衣食住

衣服 明治四十四年第一革命の影響として官民舉つて洋
服を採用せし流行熱は一時的現象として翌年の初交より冷
却するに至り爾來全く舊態に復し現時洋服を著用するもの
は學校生徒及少壯ハイカラ者流の一部に過ぎず紳士紳商は
固より中流者以下一般古來の服裝に改むるに至れり一般服
装は上衣、下裳の二に分つ上流社會を除く外綿織物或は麻
及麻様織物を用ふ夏季の長さ關係上夏衣需要多く隨て選り
好みも夏衣に重きを置くは自然の結果なり今其色合を各季
により上中下三流に分ち表示すれば左の如し

| | | |
|----|---|------------|
| 上流 | 春 | 灰色、藍色、黑色 |
| 上流 | 夏 | 水色、白色 |
| 上流 | 秋 | 水色、藤紫色、淺黃色 |
| 中流 | 春 | 藍色、黑色 |
| 中流 | 夏 | 水色、白色 |
| 中流 | 秋 | 藍色 |

| | | |
|----|---|----------|
| 下流 | 春 | 藍色、黑色 |
| 下流 | 夏 | 赤色、白色、黑色 |
| 下流 | 秋 | 藍色、黑色 |

右は男女殆ど共通にして藤紫色の女服に限らるゝに過ぎ
ず其他男女の選を異にするは柄合、模様なるも我服裝の如
く男女服間に劃然たる區別あるとは大に趣を異にし男子の
ものと柄合、模様、色合等同様のものを用うる女子少なか
らず小兒と雖大體同様にして女兒には桃色、紫色のものを
混用するの相違あるに止る紳士紳商と稱せらるゝものは春
秋に絹地を用ひ夏時に紗又は白麻地を用ふ中流以下一般綿
織物若くは粗麻布なること既述の如し織物は土製の所謂土
布、日本綿布、各國製綿ネル、西洋金巾、更紗等にして更紗
は重に婦人用たり上流者の絹物は主として蘇州及杭州邊の
産出品に係り上海より移入するもの多し

帽子及靴 洋式靴は洋服と同様の状態にして一般は支那
靴を穿用す廣東又は天津方面よりの移入品たり此他中支以
北と異り市場販賣品にスリッパの種類、數量多きを見る
は氣候の關係上室内に之れを用ふるもの多きを證するもの
ならん帽子に至りてはヘルメット形夏帽、麥稈帽等相應の
需要あれども少壯ハイカラ者流を除きては色合恰好等に付
別段の嗜好なきが如く亞熱帶強度の光線を遮るに足るを
主眼とするを以て此要求に應じて格安のもの一般下級民の
需要に添ふを得べし此他下級勞動者は我農夫の用ふる菅笠
に類するものを用ゆるもの尠ならず本品は竹を籠目に編
みしものにして其類二、三種あり

食物

常食は米飯にして麵類も亦愛用せられ米飯に亞ぐ準常食品と稱するを得べし副食物は鶏、豚、魚類、蔬菜類にして牛肉は回教徒及一部のものを除き殆ど食用とせざるが如し羊肉を愛用すること及一般肉食にして脂肪を好むこと他一般支那人と異ならず魚菜獸肉熟れを間はす之れが調理には必ず脂肪を添用す魚類は肉の軟弱なるを愛用し鯉、鱒等の鹽物に對する嗜好極めて深く是等の本邦品は上海より再輸入せらるゝもの漸次多きを加へたりしが排貨熱の爲め一時輸入杜絶し近日又弗々入荷を見るに至れり

此他本邦品中椎茸、鮑、貝柱、鰻等愛用せらるゝも鰻を除く外は高等料理の食膳に供せらるゝものにして其需要は鯉、鱒等に比し多からず

住居 當地方の家屋は悉く土築にして地方特産の砂土に石灰を混じて築設せられ家根も亦一般瓦葺ならざるなし汕頭、潮州等重なる都會には殆ど平屋建なく概ね二階造にして其構造は歐支折衷と稱すべく外觀歐風に似て内部は概ね國粹を存し汕頭に於て殊に然りとす外壁は白色、藍色、赭色、黄色等にして赭色は汕頭に於て歐人住居に一、二之れを視るのみ黄色塗壁は最も久しきに耐ゆると稱せらるゝも其根據とする所なく只其色合が他の色合と比較して褪色汚損の割合に目立たざるによるものゝ如し一般家屋は白色のもの多し之れ色料を用ひざるによるものにして經費の節約に出づるに外ならず是等家屋を遠望すれば汚損の斑點識別せざるを以て白堊、一美觀なり僻陋に入るも矮小家屋の多數を占むる點に於て異なるのみ彼の茅葺藁葺等を代表家

屋とする他の地方と大に趣を異にす

是等家屋に對するセメントの需要少額にして當港輸入年額八千擔内外此價額八千兩内外なるは其需要は一局部即ち各家の雨樋、下水道屋根、厨房の一部等に用ひらるゝに過ぎざればなり

第二節 婚姻及葬儀

婚姻 婚姻は新郎新婦雙方父母の專斷によりて決せらるゝこと他の一般地方と異ならず許嫁の風習即ち雙方兩親が婚姻當事者の幼時甚だしきは生前に於て彼我男女の誕生を條件として早計に定むるものあること亦一般地方と異ならずと雖當地方の之れに關する儀式は中北支地方に比して頗る簡略に行はるゝが如し之れ南洋出稼移民の錦衣還郷者多く自然繁文褥禮の習慣に遠かるものあるにもよるならん而して當事者雙方の間には媒人なるものありて之れを斡旋すること亦他地方の例に洩れざる所にして媒人の仲介によりて双親の意見合致するときは聘禮金なるものを花婿の家より花嫁の家に贈る蓋し我結納金に相當するものならん此聘禮金は偶數を貴ぶ習慣に出でたる四數若くは四乘數を選ぶの風習にして中流者間に在りては其數額少くは百二十元を標準とす下流社會に在りては更に高額を加へ少くも三百二十元を出でざるべからず是を以て下級勞働者の妻帯は容易の業にあらず辛苦に堪え勤儉貯蓄を事とするものゝ最後の目的は買妻に在りとは是等勞働者の口にする所にして買ふの一字は耳障りなるも彼等の間には眞面目なる常套語に屬す夫婦の情、親子の愛我國の如く深からず温かなら

ざること既に此買妻の二字に萌芽するものと看るを得べし婚約成るの後は黃道吉日を選びて結婚の式日を定む舉式の前日男家より女家に各種の食物を贈り女家より嫁装と稱し新嫁の衣類粧具及家具等を送る此嫁装は中流者に於ては必ず之れを送り下流者には殆ど之れなく上流者に在りては夥多の點數を送る其最なるものは花嫁の一生涯に用ゆる衣類を以てすと云ふ同日新郎は媒人と共に新婦の家宴に列して歸り翌日新婦は華麗を盡せる轎子に乗りて媒人と共に男家に入り茲に親族縁戚等相會して宴を張り婚姻の禮を行ふ而して第二日目に朋友を招宴して披露會をなし當日朋友は花嫁を見て一々賞辭を弄するの禮なるも之れ等各宴を設けて鄭重に舉行するは上流者に限られ中流者間にては朋友に對する披露宴を式日と兼用するもの或は之れをなさざるものあり下流者に至りては極めて簡略に行はれ殆ど聘禮金のみによりて式を略する向もありと云ふ

一夫多妻 他の地方に於けると同じく一夫多妻は一つの誇りとする習慣にして富者は三人乃至五人を娶りて同棲せしめ最初婚禮の式によりて娶りたるものを妻とし他は悉く之れを妾と稱す娶妻には式を行ふことなく妻の死後妾中より擢出して妻とする場合に更に式を行ふ場合なきにあらず遺産分配上諸子に及ぼす慣例は正妻の長子を先にして各差等あるを普通とするも法律上の制裁完全に備らざるを以て戸主の意思によりて隨意に決定せらるゝもの多く戸主の死後家族の間に其分配上爭議を生ずること少なしとせず是等人事上の裁判に付ては原被兩造の法律上の智識は固より

常識の缺乏等より之れを圍繞する關係者の巧智に乗せられて主張すべき權利を逸し或は不當の利得を僥倖する等千差萬別なるが如く裁判上には公平なる審議による判決を見るを得るや否や不明なり

葬儀 人の死するや死骸を棺に納め弔喪を行ふこと普通二、三日間に及ぶ其鄭重なる上流者の葬儀には週日に及ぶものあり此の弔喪期間は親戚朋友來會して供物を供へ僧を招きて回向をなす來會者は訃報に接して來るものにして香奠に相當すべき金圓弔表或は其他の供物を佛前に贈る此間來會者に饗應するを例とし酒肴を配膳す獸魚肉を膳部に上すと雖僧侶は肉食を嚴禁す弔喪期終了するや埋葬に移る埋葬も亦日取を極めて親戚朋友に通知す通知を受けたる者は期日に來集して僧侶と共に野邊の送りをなす此の行列には鉦を叩き加はるを例とし其音頗る喧噪を極め悲哀の調音は毫も加味せらるゝなし下級者の葬儀に至りては頗る簡單にして弔喪式をも略して死骸を棺に納むると同時に埋葬に移る其儀列も擔架人夫二名の外一、二の會葬者あるに過ぎざるものあり

第三節 人情、言語、娛樂

人情 人情の輕浮と敦厚との分るる所は生後と成人との間に於ける家庭の感化如何に存するものならんか果して然らば當地方人情は之れが好個の例證たるべし上流者の一夫多妻、下流者の買妻等孰れも眞家庭の素因たるものにあらずるや論なく家庭の基礎たる夫婦和合の如きも一夫多妻に於て之れを望むべからざるは當然の結果なり子女の訓育も

亦慈母嚴父の公平なる愛情に頼る能はずして俗に所謂繼子根性の僻性を帯ぶるは自然の情勢なるべし下流者の買妻は一夫一婦たりと雖婦を迎ふるに性質、行状等を究めず嫁すべきもの、父母は婿たるものの性行其他を度外視して一金額の多寡によりて決するを以て其結果は一夫多妻の弊と大同小異に終るべし茲に於てか當地方の人情輕薄にして猜疑心深く頑固にして人に下らざるの風あるは貴むべきが如しと雖利を見て變節すること掌を反すが如し郷黨の團結心は頗る固く其極地方の械闘(一種の村喧嘩なり)を見ること屢々にして是等械闘に於ては死者を出すこと往々にして之れあり其殘忍の氣象を表はすものあるを見ん是等の氣象は遠征を辭せざる敢爲の氣象となり同郷相頼る團結心と共に南洋方面華僑民族の發展となり其成功歸來者は地方衆庶の羨望の的となり愈々益々彼等をして遠征の氣を勃發せしむ異郷に瘴癘の氣と闘ひ困苦と缺乏とに堪え勤儉貯蓄の風あるは蓋し世界に其比を見ざる好個の勞働者たるべく我勞働者の到底企及し能はざる所なり

更に好すべきは婦女の品行にして殊に未婚婦女子の品行方正に在り既婚者にして姦通の醜行のあることは往々聞く所なるも未婚者の醜聞に至りては嘗て之れを耳にせざる所たり男女七歳不同席の教に名實相俟て紊れず爰に於てか青年男女の痴情に迷ふ情死等の醜聞を耳にせず誠に一美點と云はざるべからずと雖亦一面人情の冷酷を暗示するものと看るを得ん

言語 言語は一般方言を使用するを以て官話は何等の用

新海樓 (在琦祿、大舞臺劇場の内側に在り支那料理を兼

右の内適宜樓は外人の經營に係る汕頭唯一のホテルにして洋名アストルハウスと稱す宿泊料は食事付七元より十二元迄其部屋により各異等あり食事は普通晚餐一元五十仙、特別三元とす

酒席に附隨するものは座興としては滑拳及藝妓を數へざるを得ず滑拳は我拳と異り且つ全國を通じて一様なるが如く敵手の指數と我指數とを合はするものにして豫言即ち掛け聲の數と雙方の出せる指數と一致したるもの、勝ちとし甚だ單調なれども音聲の高調と氣合の充實と相俟つて盛んなるものにして喧嘩云ふべからず料理店の宴席には固より家庭の會食にも往々見る所にして好んで之れを行ふの風あり藝妓は三班に分る南詞と稱する上海、福州、江西出のもの、と廣東省城出のもの及土著藝妓之れなり南詞班は官話を操り裝衣、技藝等他班に比して優るあり第一流と稱せらる廣東班は之れに亞ぎ土地班は第三位にあり其宴席に侍するや舉止態度乾燥無味客の我歡心を買ふを俟つに似たり自ら進んで酒杯獻酬の斡旋に當り諧謔を弄するが如きは親しき宴席に招かれたる場合に限る其歌曲を聞かんとせば特に之れを命ぜざるべからず此場合に於ては音樂師數名、琵琶、胡弓其他の樂器を携帶し來りて酒席の一隅又は隣室に陣取り其合奏に和して歌ふを普通とし多くの宴席には歌曲の聲を聞かず玉代は一人に付一元三十仙均一にして歌を命じたる場合は更に一元を増すものにして退席は藝妓の任意にして

を爲さず筆談によりて纔に事を辨ずべしと雖文字あるものに限らるゝや言を俟たず此方言は管内地を異にする毎に差異あり嘉應州語の如きは汕頭語と大差あり兩地方人の對話は容易に事を辨する能はず廣東語の如きは全然當地方人に通ぜず小學校の如きも廣東兒童の爲に特に設立せらるゝものある状態に在り

饗宴 婚姻葬儀に關するもの、外總ての饗宴は多く料理店に招待し或は相會して之れを行ふ私宅に於てするものは尠なきが如し本項には此料理店に於てのみ述ぶべし其配膳は丸卓子によること他の地方と異ならず其料理法も亦大同小異なるが中北支及滿洲等に比し其味淡泊にして各特長ありと雖要するに調理の方法も氣候の關係に於て濃淡を異にするが如し一卓子普通十元内外最上等三十元を限りとするが如し酒は此外にして紹興酒、土酒、ブランドー、ビール等求に應じて供膳す一卓子人員普通八人を限とするも九人或は十人を收容し難きにあらず重なる料理店を擧ぐれば明珍、陶芳、聯春、光華樓等にして何れも市街内に在り三層家屋にして外觀美なり内部の裝飾等には姿見鏡、額面、愁軸等の有り觸れたるものを備付くる外別に記すべき程のものなし第二流以下の料理店に至りては枚舉に遑あらず此

- 適宜樓 (在琦祿)
- 振瓊林 (在市街)
- 華英閣 (同)
- 安樂園 (同)

一定せず定額一元三十仙の内一元は抱主に入り三十仙は花捐局の税金たり藝妓の數は南詞班三、四十人、廣東班三、四十人、土地班四、五十人合計百二、三十人其鑑札料金は四等に分たれ月額一等十二元、二等十元、三等八元、四等四元にして前記花捐税と共に花捐局の收入に歸す

- 劇場 汕頭に於ける劇場は左の如し
- 大舞臺 (在琦祿) 高陞園 (在市街地)
- 陶々園 (在新馬路) 懷樂園 (同)

陶々園を除く外孰れも電燈の設備あり大舞臺は新建築に係り規模宏大にして體裁も亦可なり我手品興行の一行が大正四年一、二月の交興行せしことあり時々活動寫眞の興行あり近くは上海女優劇の興行ありたるが此外は他の劇場と共に地方俳優の演劇あるを常とす當地劇界は時々新派劇を演ずることあるも舊劇を藝題とするもの多し道具建の完備せざるは支那劇の特色なるも衣裳等亦粗末にして其技藝も北京、上海地方名優に比し霄壤の差あり後者の時代劇三國誌中諸葛孔明の事蹟に關するもの、如きは觀劇に値するものあるに拘はらず當地に於ては到底觀るに堪へざる所なり觀劇料一等五十仙、二等二十仙、三等十仙を普通とし過般の上海女優劇にありては一等一元二十仙、二等八十仙、三等四十仙なりしが三週餘日の後各等各々二、三割を減額せり税金は俳優收入の六分興行元より一日四元を戲捐局に納む

中北支那地方と著るしく異なる點 中北支那及滿洲地方には絶て見ることなき下駄を穿用するものあることは特に記

述を要する風俗の一たるべし外國人の所謂ウツデン、クロッグスは獨り本邦人の専用物にあらざるなり其體裁は我國のものに比し遙に劣等にして製法も亦單純なりスリッパ下駄の名稱を付するときは自ら其形體を想見するに足らんか即ち其平面は一見スリッパに異ならず其木製にして高さ二寸内外なる所より我駒下駄と看做すの外なし更に之れに似たる點は鼻緒の存するに在り此鼻緒は鉢巻鼻緒とも稱すべく爪先に近き部分に棕栢真田或は獸皮を以て取付けたるものなり一足白木のもの銀十仙、朱塗のもの銀十六仙なり右は家庭に於て或は一才の外出の際穿用せらるゝに過ぎず外出用には固有の支那靴を用ひ居るも下級者は概ね跣足なり洋靴を穿つものあることは既述の如し此外他地方と異なるものは労働者は固より家庭の雜用に當る婦人の跣足なりとす而も其婦人が水汲其他之れに類する家庭内の労働をなすことにして山地方面に至れば旅客の手廻小荷物を携へて往來するものあるを見る汕頭に於ける家庭の雜役婦女子は多くは賣買の目的物にして富者の家庭には必ず三、四名あり此種人身賣買は公然に行はれ殆ど女子に限らるゝも其買買は年少時より行はれ六、七歳に達する頃より家庭の掃除婦として使役せらる主婦の之れを遇するや牛馬に接するが如く頗る殘虐を極む其十六、七歳に至るや下級者の妻として賣買せらるゝものあり人情の冷酷偏屈甚にも亦胚胎するものあらん

第十九章 移民(汕頭)

支那民族が世界到る處に遠征し勞働勤儉によりて他の民

過言にあらざるを知るべきなり是れ特に章を設けて茲に其梗概を記述する所以なり

出稼の原因 地勢の章に述べたる如く山地多く耕地少く米穀を他郷に仰ぐ當地方の状態は生業を異郷に求めざるを得ざること、父祖以來南洋方面に在るもの多く之れを頼りて渡航するの系統的便宜あること、在南洋の成功者及還郷成功者の風を望みて之れに倣ふと遠征の氣象に富めることとは共に渡航を誘發する因たること、渡航機關備はり無資力者も尙渡航の目的を容易に遂行するに足ること等は蓋し其因由たるものならん

出稼移民の分布 當港より出づるものは潮州府下、嘉應州下各縣民にして既往十年間年平均十萬に上れることは既述の如くなるが其分布状態は暹羅を第一とし新嘉坡を除く馬來半島之れに亞ぐ地別概數を表示すれば左の如し

○汕頭移民地別概數表

| | | | |
|------------------|---------|----------|-----------|
| 暹羅 | 九五〇〇〇 | 瓜哇 | 七三〇〇〇 |
| 安南 | 七〇〇〇〇 | 其他蘭領印度諸島 | 八五〇〇〇 |
| 新嘉坡 | 五〇、三六六 | 日獨領諸島 | 三五〇〇〇 |
| マラッカ | 六五九六 | 比律賓群島 | 八〇〇〇 |
| 彼南 | 二九、四三〇 | 緬甸 | 一五〇〇〇 |
| 馬來半島(新嘉坡マラッカを除外) | 一七五、〇〇〇 | 計 | 一、四九七、三三三 |

渡航機關 渡航機關は客棧、客頭及移民周旋會社にして之れを分説すれば左の如し
客棧 客棧は地方客頭と連絡を通じて其移民を宿泊せしめ宿泊料及小遣錢を客頭より申受け或は之れを貸與し四ヶ

族を壓倒し經濟的一勢力を爲すに至れることは著名の事實にして特に南洋諸島、暹羅、新嘉坡(以下便宜上總稱して南洋と云ふ)に於ける發展に至りては恰も民族的一國即ち領土の觀念を除外したる經濟的一國を形成するものにして暹羅、安南、海峽殖民地、馬來半島、海峽殖民地を除く)及瓜哇、スマトラ、セレベス、ボルネオ、バンカー等の蘭領東印度諸島、緬甸、比律賓群島等に互り在留者三百萬人以上に達す是等華僑民の出征は其淵源遠く數百年前にあり今より三百有餘年前に於ける明朝萬曆三十年代の出來事を援用するに「呂宋中國人を殺す其國に在るもの二萬五千人海澄の人最も多し」とあり以て此年代既に呂宋のみに二萬人を算したることを證するに足らん而して是等移民の出身地は廣東、福建を重ねるものとなしたるが如く香港、汕頭、厦門は之れが媒介港たること近代統計の示す所たり就中汕頭、厦門を以て其主たるものとす汕頭、厦門二港より出でたるもの過去十ヶ年に於ける年平均數は十六萬人以上に達せり而かも内十萬人は當港出身に屬す其多くは潮州府下、嘉應州下各縣にして南洋各地に巨萬の富をなし或は巨資を携へて歸郷したるもの尠ならず此兩者は鄉關の營利事業に投資し又前者は土產品の多買者たり斯くして當地方と南洋方面とは通商及經濟上に密接の關係を有することとなり當港對外輸出貿易の華客は彼等華僑民なり超過額二千二百萬兩以上に及ぶ輸入貿易の正貨流出を防遏し却て發展の趨勢を致しつゝあるもの亦彼等華僑民の資物なりとすされば汕頭貿易は是等華僑民によりて支配せらるゝものと謂ふも

月を期限として決済せしむ此客棧に各系統あり例せば嘉應州出身の客棧は嘉應州方面の移民に限りて宿泊せしむる等にして貸借關係の安全を期す(其他地方出身者を宿泊せしむるものあるも宿泊料の現金拂其他特殊の信用あるものに限られ多くは此系統を連るものとす)又此客棧は客棧館を兼ねるものあり土貨の輸出を兼ねるものあり汕頭客棧は各縣系統のもの併せて六十餘軒あり其重なるもの左の如し

○汕頭主要客棧表

永記、新廣昌、應廣春、永祥豐、同泰祥、富春、永和興、廣泰來、萬興興、振和興、協豐、富通、廣泰祥、萬興祥、永茂興、恒裕隆、同信昌、廣信昌、泰記、寶和興、福永隆

客棧營業の利益

- (1) 南洋行船切符を延拂の約定を以て廉價に買入れ二、三割高價に客頭に賣捌くこと
- (2) 同上三、四割の高價にて出稼者に賣捌くこと
- (3) 出稼者並に客頭を宿泊せしめ高價の宿料を要求すること
- (4) 間借りの客に對し賄に要する日用品の供給(移民は食事自分持を多しとす)を周旋し販賣者より口錢を得ること
- (5) 前四項代金の貸與其他費用の貸付により利息を食ること
- (6) 前各項の代金に對し四ヶ月以内に仕拂はざるときは四ヶ月を一期とし一期一割乃至二割五分の利息を收

受すること

(7) 支那人が南洋に於て消費する諸雜貨を仕入れて南洋に販賣し利益を收むること

二客頭 客頭は一名猪子頭と稱す客棧と移民希望者との間に在る仲立業たり南洋の事情に通じ客棧の知己たること必要條件にして汕頭地方と其出稼移民分布地との間に出入するもの約八百人を數ふ其業務は左の如し

(1) 郷里に出稼希望者を集め之れを一定の地に誘導して労働就職を周旋すること

(2) 出稼人にして旅費を有せざるものに之れを貸與すること

(3) 郷里家族の依頼を受けて物品書信等を出稼先本人に交付すること

(4) 出稼先移民の依頼を受けて郷里宛書信現金等を携帶交付すること

(5) 郷里に於て各種の商品を買入出稼地に携帶し高價に販賣すること

三移民會社 茲に移民會社と稱するは外國商會にして移民の取扱をなすものを指す當地に於けるものは英商德記洋行及獨商元興洋行にして五十餘年前の創立に係り客棧、客頭に資金を貸與して移民の吸收に努め之れが専用汽船を準備して南洋各地に移民を運輸し兼て諸雜貨の運搬をなし既述の如き多數移民を華客として數十年間之れが營業に當りたるを以て巨利を博するに至り現在に在りては商業の章に述べたる各種の營業に従事し當地には二大成功者として有

名なるに至りたるが德記洋行は數年前より移民周旋業を停止し又歐洲戰役勃發以後元興洋行の該事業も甚だ振はず自己所屬三隻の汽船も航行不可能となりたるを獨領諸島及英領各地との聯絡を失ひたる爲め全く停止するに至れり

四汽船 各地出稼移民を搭載せしめ南洋向け各貨を搭載するを以て主たる目的とする船舶及之れに關しては交通の章に述べたれば爰に略す

地方財源たるべき移民の送金

本項の送金とは出稼移民が出稼先より郷里に送付し來るものを指すこと言を俟たざる所なるが此外歸來者自身携帶し來るものあること亦注意すべき事項に屬す而して之れが送金の方法には客棧館及銀行爲替によるもの、客棧に依頼するもの、客頭に依頼するもの、歸來同郷人に托するもの等あり左に之れを説明すべし

一銀行爲替によるもの 南洋に於ける各外國銀行が出稼移民爲替の振出請求を受くるは其一出稼移民より、其二客棧より、其三客頭より、其四客棧館より、其五還郷者より少くなく、其二客棧より依頼するものは彼地客棧が在支那客棧の取引先又は客頭の依頼により出稼者より貸金の取立をなし若くは普通商人より賣掛代金の取立依頼を受けて之れが取立をなし其本國へ回送するに當り銀行に依頼するものにして客棧館に託送するに比し有利なるものあるによる其三客頭より依頼するものは客頭は客棧館と同じく出稼移民より現金の託送を受くるものにして可成有利の方法により郷里に持歸らんとするを以て割よき銀行爲替相場によるも

勿論なるが先づ移民爲替の中心地たる新嘉坡に於ける其取扱銀行を見るに左の如し

新嘉坡に於ける移民爲替取扱銀行表

| 銀行名 | 國籍 | 支店 | 代理店 |
|------|----|----------------|----------|
| 香上銀行 | 英國 | 香港、廈門、廣東、福州 | 汕頭 |
| 查打銀行 | 同 | 香港、廣東、福州 | 汕頭、廈門 |
| 有利銀行 | 同 | 香港 | 汕頭、廈門 |
| 和蘭銀行 | 和蘭 | 香港 | 汕頭、廈門 |
| 範打銀行 | 同 | 香港 | 廈門 |
| 法國銀行 | 佛國 | 香港 | |
| 萬國銀行 | 米國 | 香港、廣東 | |
| 臺灣銀行 | 日本 | 香港、廣東、廈門、汕頭、福州 | |
| 四海銀行 | 英國 | | 盤谷、香港、汕頭 |
| 獨亞銀行 | 獨逸 | 香港 | |

備考 獨亞銀行は戰役後の消息不明なり

此等各銀行に於て取扱はるゝ爲替中汕頭に於て仕拂はるゝもの一ヶ年概ね八百五十萬弗なりと云ふ譯て當港客棧館を見るに左の如し

客棧館表

噴叻棧局(新嘉坡に取引先を有する客棧館)
怡南隆、會廣源、孔明齋、楊文發、萬裕號、南興、致成、會潤元、萬孟成、再和成、許臨進、藍昌成
暹羅棧局(暹羅に取引先を有する客棧館)
陳炳順、太萬昌、會錦記、萬德盛、謙和祥、正源盛、利

のとす其四客棧館より依頼するもの最多を占む客棧館は自ら移民爲替を取扱ふより見て奇異の感ある所なるが由來此客棧館は仕拂地に爲替仕拂基金を有せず出稼先にて託送を受けたるものを一纏めとして之れを外國銀行の支那宛爲替に取組むを要するものにして外國銀行の關係を外にして之れが出合爲替を求めて自ら決済することは不可能に屬すればなり是を以て出稼移民の送金は各種徑路を辿りて結局外國銀行に集中するものにして又列國銀行營業中重要なる取引に屬す

其五還郷者自身より依頼に係るものは歸郷者が携帶銀の幾部を銀行爲替によりて持歸るものあるによるものにして其之れあるは途中の安全を求むるにあり又客棧館に托せざるは銀行爲替によるに比して料金の多額に上るを以てなり而して客棧館が移民の送金を掌握するに至れるは客棧館は代書及書信の送達を兼ねるを以て文字なき移民の多數は現金を提供して手數料を仕拂へば不能の文筆と幾多の手數とを要せずして吾が送金の目的を達し且つ通信し得る等の便あるに出でたるものとす

二客棧に依頼するもの 客棧に依頼するものあるは曩に宿泊して宿泊料其他の立替金取立に應ずるの序を以て特に送金を爲すの手數を省略し得るを以てなり

三客頭に依頼するもの 客頭は絶へず出稼地と郷關との間を往來するを以て其郷里に歸るものに托するものあるは自然の結果なり

送金額 送金額を案ずるに確數を得ることの至難なるは

商、振發、永合裕、泰安、和合盛、炳春、鄭謙和、廣源、新合順、源成利、鍊源隆、永振豐、炳成豐、永振源、永豐發

庇能批局(彼南に取引先を有する客批館)
潮順興、廣合興、炎和興、新順興、潮利亨、公泰、萬順興、振源興、乃裕、仁裕

安南批局(安南に取引先を有する客批館)
信記、錦裕、炳豐、潮泉、順成、吉源、光昌、謙南

以上合計五十一にして此外に小規模のもの八、九軒あり大小約七十戸に達す此内重なるものは澄海、潮安、潮陽、揭陽、惠來、普寧、饒平、大埔、豐順、梅縣等に分局を派遣し南洋各地に於ける取引先客批館より信書の到來を俟つて之れを區分し市内に於けるものは店員をして現金を添へて之れが配達をなさしめ其地方宛のものは各其分局に現金と共に送付し更に分局をして同様の配達をなさしむ其取扱金額は確數不明なるも大要年額左の如し

●汕頭南洋爲替仕拂高 (單位千元)

| | | |
|----------|-----------|-------|
| 振出地 | 汕頭に於ける仕拂高 | 内商品爲替 |
| 暹羅 | 10,000 | 1,600 |
| 新嘉坡 | 8,500 | 2,500 |
| 彼南 | 4,000 | 800 |
| 安南 | 2,000 | 1,000 |
| スマトラ・メダン | 400 | — |
| 瓜哇、呂宋其他 | 3,500 | 200 |
| 計 | 28,400 | 6,100 |

要する勢力の需要は益々増大の趨勢に在りしが大正三年歐州戰役の勃發以來金融其他の經濟狀態攪亂せられたる結果として前記各種事業は一頓挫を來し移民の解雇せられて歸來するもの相次ぎ大正三年末より本年初に互り殊に甚だしかりき然るに其後出稼先の狀況も不景氣の儘に落ち付きたるを以て頃日出稼者の便船に乗じて出航するものあるに至れりと雖到底既往の如き繁盛を見るを得ず隨て送金の額も亦減じたるや云ふ迄もなく當港の受くべき影響は蓋し鮮少にあらざるべし

第二十章 電燈及水道

●電燈 汕頭電燈は商辦汕頭開明電燈有限公司の營業たり公司是六、七年前の創立に係り一株十元二萬株即ち銀二十萬元の株式會社なり機械は英國製品にして各種材料、所有品等英國及香港英商より輸入す 原動機は二百九十馬力一臺、百七十五馬力三臺、六十馬力一臺を据付く何れも蒸汽力による公司是名の如く電燈の公司なるも夏季、煽風器使用者に對して晝夜電力を供給す現在の點火燈數は十六燭光を一燈の標準として計算せる毎夜の總計七千燈にして其餘力と同標準燈により更に二千燈を供給するに足る尙機械其他の裝置は一萬五千燈の電力を供給するを得べき規模なりと云ふ料金は約束燈によるもの「メトリック」によるもの、二種にして汕頭市街と琦碌とは料金を區別す即ち左の如し

●電燈料金表

| | |
|---------------|-----|
| メトリック料金 | |
| 汕頭市街「キロワット」に付 | 銀 三 |

但客頭及外國銀行仕拂のものも含む
本表の商品爲替を差引ける殘額二千二百三十萬元は純移民送金にして此他歸來者の携帶金亦小額にあらざる或は曰く一ヶ年二百四、五十萬元なりと之れを二百五十萬元と看るも總計二千四百八十萬元に達すべし而して之れを左表の輸入超過額と對比考量せば當港貿易の發展は一に移民の力によるものたることを明らかにして又支那民族發展の驚くべきものたることを知るに足らん

●最近十年汕頭貿易輸入超過額

| 年次 | 移入超過 | 輸入超過 | 合計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 明治三十八年 | 11,204,753 | 9,181,271 | 20,386,024 |
| 明治三十九年 | 10,442,082 | 8,754,005 | 19,196,087 |
| 明治四十年 | 4,872,271 | 13,001,292 | 17,873,563 |
| 明治四十一年 | 1,073,364 | 8,244,600 | 9,317,964 |
| 明治四十二年 | 15,476,912 | 9,002,107 | 24,479,019 |
| 明治四十三年 | 11,581,455 | 13,108,184 | 24,689,639 |
| 明治四十四年 | 11,177,459 | 9,637,857 | 20,815,316 |
| 大正元年 | 13,043,905 | 11,983,699 | 25,027,604 |
| 大正二年 | 11,026,290 | 13,270,866 | 24,297,156 |
| 大正三年 | 13,965,033 | 14,277,049 | 28,242,081 |
| 合計 | 124,432,233 | 108,438,700 | 232,870,933 |
| 平均年額 | 11,443,212 | 10,843,876 | 22,287,088 |

出稼移民の現況 移民の出稼先に於ける勞働は錫鑛、護謨園、煙草園等を經營する歐米各國人各種事業の需要に應ずるものにして其事業の發展或は新規の起業に伴ひ之れに

琦碌 同 銀 二五

約束終夜燈料

| 燭光 | 汕頭 | 琦碌 |
|----------------|-----|-----|
| 十六燭光又は二十五燭光 | 一七五 | 二〇〇 |
| 三十二燭光 | 二五〇 | 三〇〇 |
| 五十燭光又は六十燭光 | 三〇〇 | 四〇〇 |
| 百燭光最少燈數 | 五〇〇 | 六〇〇 |
| 街燈二十五燭光又は三十二燭光 | 二五〇 | 三〇〇 |
| 百「キロワット」以上 | 一五〇 | 二〇〇 |

「キロワット」以内には割引を行はず

右の内燭光に相違あるも料金同じきは電球の舊新により光力に相違あるも電流の消費に相違なきによる

收支に付詳細を知る能はざるも大正三年九月分の收支計算なりと云ふを見るに總收入銀五千八百一兩三十四錢、總支出銀三千七百八十六兩三十錢、純益銀二千十五兩四錢なり此純益は肯察に當るものと認めらるゝを以て月平均二千圓とするときは利得年額二萬四千圓にして總資本額の一割二分に當るを以て相應の營利事業たるべし

●水道 水道は明治四十年頃より唱導せられたる所にして四十二年株式會社の設立となり爾來工事請負人の選定に時日を要し或は再三増資の必要に逼られ當地の資産家にして實業界に名を得たる高繩之は發起人たる關係もあり旁々此間に躬行斡旋して在香港英商マクドナルド商會と請負契約を締結し明治四十四年工事に著手し革命其他の故障により

NO. 11400

遷延を重ね大正三年漸く給水の運びとなれり資本額は一株銀五元二十萬株即ち百萬元にして營業狀態は不明なるも開業以來再三給水料金を引上げ且つ水質不良なるを以て非難の聲高し水質の不良は水源地に於ける瀘過池の裝置不完全なるに基因するが如し水源地は油頭市街を距る約八哩韓江の上流域庵埠に在り百二萬「ガロン」の沈澱池、四百二十萬「ガロン」の瀘過池四、外に貯水池一あり蒸汽唧筒機械は四臺を一組とするもの二基にして内一基は豫備に充て常時は使用せず一基の吸水量一分時に六百七十五擔（一擔の水量約十「ガロン」即ち我二斗五升）とす會社は自來水有限公司と稱し總理一人、協理一人、司理以下三十六人内外、庵埠分局従事員十三、四人合計約五十人一ヶ月給料支出高千五百餘元經常費年額一萬千内外にして給水需要戸數大約千戸此平均収入月額約五元合計五千元此年額六萬元内外となるを以て充分營利の事業たるを得ざるべからざるに給水の不足を顧みず敢て料金の引上げを重ねるものあるは奇異の感なきにあらざる其之れあるは當初資金の増額を重ねる毎に銀莊其他より再三借入れたる資金の還債を終らず之れに對する仕拂利息の少なからざるものと著手後革命當時の工事中止による損害、土地買収上の故障による豫想外の支出等其因をなすものあるによるならん

に福來水公司、油頭水公司あり福來水公司是市街の對岸角石島に三個の井戸を有して之れより供給す油頭水公司是同角石島に貯水池を設け溪間雨水を貯溜して之れを供給す油頭水公司、福來水公司共に一日の供給最大量百噸にして一噸の代銀孰れも銀五十仙とす (完)

GANNANDO-SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂南巖

NO. 11400
¥

